

令和2～3年度  
自己点検評価書

令和4(2022)年3月  
宇部フロンティア大学短期大学部



## 目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	28
基準 4. 教員・職員	38
基準 5. 経営・管理と財務	44
基準 6. 内部質保証	51
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	55
基準 A. 社会貢献	55
V. 特記事項	57
VI. 法令等の遵守状況一覧	58
VII. エビデンス集一覧	70
エビデンス集（データ編）一覧	70
エビデンス集（資料編）一覧	71



## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

### <建学の精神と短期大学の基本的理念>

本学の建学の精神は、「人間性の涵養と実学の重視」である。この文言は、学則の第1章総則（目的及び使命）第1条に、「宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と明記している。

開学の祖である香川昌子は、瀬戸内海沿岸の鉱工業地としてスタートした宇部村で、教育を求める若い年代の女子に、手に職を付ける裁縫の技を磨く教育と、女性として、また妻として生きていく上での教養の大切さを強調し、教育実践に邁進した。単に実用的な知識や職業教育のみを追求するのではなく、精神的にも、社会的にも自立した心豊かな自由な人間の育成に努めた。香川昌子の教育姿勢と教育精神は、戦後期の香川学園を構成する香川高等学校や宇部短期大学にも時代を越え連綿と受け継がれてきた。

平成14年4月、宇部フロンティア大学の開設に当たり、生活技術の習得と教養の大切さを重視した、当時としては時代を先取りした学園創始者の教育精神を「人間性の涵養と実学の重視」という言葉に纏め、これを大学及び本学の建学の精神に据えることになった。この精神には、人間の過去、現在、未来をみつめて人間性の根源を探り、自己啓発に努めること、学術を極めるに当たっては、今を生きる人間や社会に役に立つ実学を大切にすること、つまり高度の実践的能力の育成を重視するという思想が表明されている。

また、本学では、建学の精神を現代風にアレンジし、教養教育と実学教育を推進する方針として、「礼節」「自律」「共生」というキーコンセプトを教育のモットーと定めている。「礼節」とは、清らかな心で人に接すること、「自律」とは自分の主張を持つと同時に、人の考えに耳を傾け、人間関係の基本となるしなやかな心を持つこと、「共生」とは、人間同士、国と国、人間と自然が共に生きること、それには他者や異文化を受容できる柔軟で優しい心が求められることを意味している。

### <短期大学の使命・目的>

本学学則の第1条は「宇部フロンティア大学短期大学部は、『人間性の涵養と実学の重視』という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技術を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」とその使命・目的を掲げている。

本学の使命・目的は、香川昌子の建学の精神を受け継ぎ、人間性豊かで、専門技術を有する職業人を育成するとともに、社会との連携を通じて、その発展や成熟に寄与することを表したものである。

### <短期大学の個性・特色>

#### 1) 専門的な職業教育

香川昌子は、明治36年に裁縫塾を開塾し、これが学校法人香川学園の始まりとなっている。裁縫とは、当時の女子が手に職をつけるための手段であり、後に建学の精神として纏めた「人間性の涵養と実学の重視」の「実学」そのものであった。本学では、現代においてもその精神を継承し、保育学科及び食物栄養学科において職業に直結する専門教育を行い、特色のひとつとしている。

保育学科では、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格をはじめ、レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導者資格、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格の取得が目指せる教育課程としている。食物栄養学科では、栄養士、フードコーディネーター3級資格、フードスペシャリスト受験資格の取得が目標となっている。

また、これらの資格を持って職に就く力が必要となるため、1年次後期の教養教育科目において「キャリアデザイン」を必修科目として開講している。この科目では、各学科の担当教員と、キャリアコンサルタントの国家資格を有する事務職員が連携し、職業に就くための意識の醸成や就職活動の技術向上を目指すとともに、社会人基礎力の育成を専門的に行っている。

## 2) 社会貢献

学則第1条第1項に、「文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」と定めており、本学では、社会貢献が使命であると認識している。各学科において、社会貢献を意識した教育研究活動が行われており、特色のひとつとしている。

保育学科では、宇部市から「宇部市放課後児童支援員研修」を受託し実施している。宇部市内に勤務する放課後児童支援員を対象にした研修会であり、学科教員が中心となって事業を行っている。

食物栄養学科では、地元の企業と協定し、消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発に取り組んでいる。学生と企業が共同で開発した弁当は、一定期間、スーパーで実際に販売される。学生は、商品考案から商品化のプロセスを体験することで、実践力習得につながっている。また、山口県内の自治体とも協定をし、自治体の特産品を使った料理等の考案を行っている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治	36年	4月	香川裁縫塾開塾
	37年	7月	香川裁縫女学校認可（県知事）
大正	15年	2月	山口県香川実科高等女学校認可（文部大臣）
昭和	11年	3月	山口県香川高等女学校認可（文部大臣）
	14年	4月	財団法人山口県香川高等女学校認可
	22年	4月	香川学園中学校認可（昭和37年4月 宇部短期大学附属中学校に改称）
	23年	4月	香川学園高等学校認可（昭和37年4月 香川高等学校に改称）
	26年	3月	学校法人香川学園認可

宇部フロンティア大学短期大学部

35年	1月	香川学園短期大学(家政科)設置認可
	4月	香川学園短期大学開設(同年10月宇部短期大学に改称)
37年	4月	宇部短期大学に栄養士養成課程設置認可
40年	4月	宇部短期大学工業計数科設置認可 宇部短期大学保育科設置認可
42年	4月	宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)設置認可 宇部短期大学家政科を家政専攻・食物栄養専攻に専攻分離認可
44年	4月	宇部短期大学保育科を幼児教育学科に名称変更 宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)を文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)に名称変更 宇部短期大学家政科(家政専攻・食物栄養専攻)を家政学科(家政学専攻・食物栄養学専攻)に名称変更 宇部短期大学工業計数科を工業計数学科に名称変更
50年	4月	宇部短期大学環境衛生学科設置認可
52年	4月	宇部短期大学に環境科学研究所付置
55年	4月	宇部短期大学工業計数学科を情報計数学科に名称変更
63年	4月	宇部短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更 宇部短期大学家政学科家政学専攻に介護福祉士養成課程を設置
平成	元年	4月 宇部短期大学家政学科家政学専攻を家政学専攻と生活福祉学専攻に分離
10年	4月	宇部短期大学文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)を改組して言語文化学科を設置 宇部短期大学附属生涯学習センターを付置
11年	4月	宇部短期大学附属環境科学研究所を廃止し、宇部短期大学附属人間生活科学研究所を付置 専攻科保育福祉学専攻に介護福祉士養成課程を設置
12年	3月	専攻科国語国文学専攻・英語英文学専攻を廃止
	4月	宇部短期大学家政学科(家政学専攻・生活福祉学専攻)を改組して健康福祉学科(健康福祉学専攻・生活福祉学専攻)を設置、家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に名称変更
14年	4月	宇部短期大学留学生別科を設置
15年	3月	宇部短期大学言語文化学科及び環境衛生学科を廃止
	4月	宇部フロンティア大学・宇部短期大学附属国際交流センターを付置
16年	3月	宇部短期大学専攻科環境衛生学専攻を廃止
	4月	宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を生活福祉学科に名称変更
17年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科健康福祉学専攻を廃止

## 宇部フロンティア大学短期大学部

		宇部フロンティア大学短期大学部附属人間生活科学研究所を廃止
18年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を廃止
19年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科保育福祉学専攻を廃止
20年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部生活福祉学科を廃止 宇部フロンティア大学短期大学部留学生別科を廃止
21年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部情報システム学科を廃止 宇部フロンティア大学短期大学部専攻科情報システム学専攻を廃止
22年	11月	宇部フロンティア大学短期大学部創立 50 周年記念式典挙行
30年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科食物栄養学専攻を廃止
31年	4月	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部のキャンパスを統合

## 2. 本学の現況

### ・短期大学名

宇部フロンティア大学短期大学部

### ・所在地

中山キャンパス 山口県宇部市文京台二丁目1番1号

文京キャンパス 山口県宇部市文京町5番40号

### ・学科構成

保育学科

食物栄養学科

### ・学生数、教員数、職員数

学科の定員及び学生数 令和3(2021)年5月1日現在

学科	入学定員	収容定員	実員
保育学科	50	130	79
食物栄養学科	50	100	58
合計	100	230	137

教員数 令和3(2021)年5月1日現在

学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保育学科	3	3	2	0	0	8
食物栄養学科	1	1	3	3	1	9
合計	4	4	5	3	1	17

宇部フロンティア大学短期大学部

職員数 令和3(2021)年5月1日現在

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	6	0	1	0	7
割合 (%)	85.7	0	14.3	0	100

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

宇部フロンティア大学短期大学部学則の第 1 条は「宇部フロンティア大学短期大学部は、『人間性の涵養と実学の重視』という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技術を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」とその使命と目的を掲げている。また、第 1 条第 2 項及び第 3 項には各学科の目的も掲げている。短大全体及び各学科の教育理念・教育目的・教育目標は、入学時に学生に配布する「キャンパスライフガイドブック」に、以下の通り記載している。

#### 「短大全体」

##### 1. 教育理念

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を掲げ、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則って短期大学教育を施し、文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。

##### 2. 教育目的

人格の完成をめざして一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力を有する有為な人材の育成を目的とする。

#### 「保育学科」

##### 1. 教育理念

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、保育・福祉・教育の視点から、専門資格の深い知識と技術を、子ども・保護者の側に立って活用し、考え、行動できる能力を養う。

##### 2. 教育目的

保育と福祉、教育の視点から人々の健全な成長・発達に貢献できる人材の育成を目的とする。

3. 教育目標

- 1) 人の成長と発達を総合的に理解する力を育成する。
- 2) 子どもの人権を尊重し、子どもをとりまく環境を適切に整えるために必要な力を育成する。
- 3) 保育者としての倫理観に基づき行動する態度を涵養する。
- 4) 保育・教育の専門性に鑑み、自らの課題を探究する態度を涵養する。

「食物栄養学科」

1. 教育理念

「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、栄養と食の視点から、専門資格の深い知識と技術を、相手の側に立って活用し、考え、行動できる能力を養う。

2. 教育目的

栄養と食の視点から人々の健康の保持・増進に貢献できる人材の育成を目的とする。

3. 教育目標

- 1) 栄養と食に関して幅広く理解する態度を涵養する。
- 2) 専門知識に基づいた実践力・応用力を育成する。
- 3) 人と協力し合い、質向上を目指し、学び続ける基礎を培う。
- 4) 論理的思考力を身に付け、課題を解決できる力を育成する。

各学科の教育理念は、建学の精神と結びついており、具体的に明確に説明している。教育目的は、保育学科は「人々の健全な成長・発達に貢献」、食物栄養学科は「人々の健康の保持・増進に貢献」を掲げており、本学として人に対する貢献ができる人材育成ということで、一貫性があるものとなっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条

【資料 1-1-2】キャンパスライフガイドブック 教育理念と教育目的

1-1-② 簡潔な文章化

上記のように、建学の精神、短大の使命・目的は簡潔に文章化し、学則に記載している。また、各学科の教育理念、教育目的等も入学生に配布するキャンパスライフガイドブックに簡潔に示している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-3】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-1-4】キャンパスライフガイドブック 教育理念と教育目的【資料 1-1-2】と同じ

### 1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」が示すもののひとつは、専門的な職業教育である。さらに、香川昌子は学校を設立し、建学の精神が指し示す人材育成を行い、社会に輩出していくことで社会貢献を果たした。このことから、本学の個性・特色は、専門的な職業教育と社会貢献としている。

学則第1条第1項に規定している本学の使命・目的のうち、専門的な職業教育については、「人格の完成を目指し、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技術を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし」の個所に反映させて明示している。社会貢献については、「文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」の個所に反映させて明示している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-5】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条【資料 1-1-1】と同じ

### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的は、長い間大きな変更は加えていない。短期大学に求められる社会的な役割が大きく変化していないことと、使命・目的は建学の精神を受け継いでいるものであり、頻回に見直すべきものではないと考えているからである。

しかしながら、社会が予測不能な時代を迎え、求められる人材像が変化することは十分に考えられることである。そのため、本学では求められる人材像が変化した場合にも、対応できる体制をとっている。教学マネジメント委員会が、下部組織である IR 部門が収集・分析したデータを踏まえ、アセスメントポリシーに基づくアセスメントを行っていることがそれにあたる。アセスメント中のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーのアセスメントにおいて、それらが教育理念や目的に適合しているかの確認を行っている。ディプロマ・ポリシーが学科の教育目標を具体的能力として適切に表現しているか、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは整合性が取れているか等が点検項目である。毎年のアセスメントで、使命・目的を反映したディプロマ・ポリシーが、社会の要請と異なっているということがあれば、教学マネジメント委員会をはじめとする教学系の組織で使命・目的を見直すこととなる。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-6】「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）

【資料 1-1-7】令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書

### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的については、意味・内容は具体化しており、明確であると認識している。また、使命・目的は、簡潔な文章表現としており、個性・特色を反映させてある。毎年のアセスメントにおいて、変化への対応をする体制も整っている。今後は、毎年の自己点検評価時に、改めて現状を確認し、維持していく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は学則に記載する事項であり、学則変更の過程で教職員及び理事が議事に加わるため、それによって理解と支持を得ることとなる。学則変更は、大学評議会で審議し、理事会で決定することとなる。必要に応じて教授会の意見も聴取する。大学評議會は、大学と短大の合同の会議体で、大学との兼務者を含むが、短大からは学長、副学長、各学科長、事務部長が委員として出席し意見を述べている。理事会は、学校法人香川学園の理事で構成され、短大からは学長が理事として出席し、学則変更の説明をしている。承認された学則は、教授会で報告される。したがって、役員・教職員が、使命・目的の策定に関わる体制は整っている。

また、学校法人香川学園が毎年作成する事業報告書には、建学の精神及び使命・目的が記載されている。事業報告書は、学校法人香川学園の評議員会にも諮問され、理事会の審議を経て承認されている。そのため、事業報告書の審議を通して、香川学園の理事が建学の精神や本学の使命・目的の理解・支持に関わることとなっている。

以上のことから、教職員・役員に、本学の使命・目的は理解・支持されていると認識している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 大学評議会規程

【資料 1-2-2】 令和 2（2020）年度事業報告書

### 1-2-② 学内外への周知

#### 1) オリエンテーションでの周知

本学では、履修関係や学生生活関係の連絡事項を学生に周知し、円滑に短大生活を送ることができるよう、各学期の始めにオリエンテーションを実施している。それぞれの学科オリエンテーションにおいて、履修関係の説明をする時間を設けている。その時に、担当教員が、キャンパスライフガイドブックを基に建学の精神・教育理念・教育目的を説明し、理解を求めている。

#### 2) 印刷物等による学内外への周知

使命・目的及び教育目的の学内外の周知は、様々な方法で行っている。

本学のA棟1階正面玄関廊下及びA棟5階大会議室に、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」という大きな扁額を掲示し、学生、教職員はもとより、来客者も日常的に目にすることができるようにしている。また、1階廊下の扁額の横には、開学の祖香川昌子の写真も掲示し、建学の精神の言葉をより引き立たせる工夫をしている。

卒業式、入学式の要覧の中にも「人間性の涵養と実学の重視」という言葉が印刷されている。新入生に配付する「キャンパスライフガイドブック」の巻頭に、建学の精神の由来、その意味等を記した文章を掲載している。さらに、本学ホームページの学長メッセージ中や大学案内にも建学の精神を掲載し、周知を図っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-3】 令和 3（2021）年度前期オリエンテーションスケジュール

【資料 1-2-4】 卒業式要覧

【資料 1-2-5】 入学式要覧

【資料 1-2-6】 キャンパスライフガイドブック 建学の精神

【資料 1-2-7】 ホームページ 学長メッセージ

【資料 1-2-8】 大学案内 2022 年版【資料 F-2】と同じ

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、令和 2（2020）年 4 月から、新たな 5 ヶ年の中期計画をスタートさせている。中期計画は、本学の教育研究活動を永続的に行っていくためにも、様々な活動を計画的に行う必要があるとの認識のもと、5 年を区切りとして計画・実施している。

平成 31（2019）年 4 月からの大学・短大キャンパス統合を受け、大学・短大合同の中期計画となっている。この中期計画は、それぞれの機関の使命・目的達成のために策定することを明示しており、使命・目的達成のための 5 つの柱を立てている。それぞれ、「あなたらしさを仕事力に」するための教育改革、知の拠点として地域社会の発展に寄与する地域貢献、安定した志願者を確保するための入試広報改革、学生の満足度を向上させるための事務組織、各種委員会制度の改革、健全で持続可能な法人運営のための財務改革としている。この柱のもとに、具体的な計画を策定しており、本学の使命・目的は、中期計画に反映されている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-9】 中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、全学の三つのポリシーを定め、それに沿うように各学科のポリシーを定めて、短大として一貫性のあるポリシーとしている。三つのポリシーは、ディプロマ・ポリシーを起点とし、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーに結び付けている。

全学のディプロマ・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、(1) 知識・理解 (2) 汎用的技能 (3) 態度・志向性 (4) 統合的な学習経験と創造的思考力の 4 つを、身に付ける能力として掲げている。そして、カリキュラム・ポリシーは、「ディプロ

マ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため」、アドミッション・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するため」とそれぞれ規定し、定めている。

また、毎年のアセスメントにおいて、ディプロマ・ポリシーが各学科の教育目標を具体的能力として適切に表現しているか、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性が取れているかを点検項目とし、確認している。

したがって、本学の使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映させてあると認識している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-10】キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー

【資料 1-2-11】「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 1-2-12】令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は「人間性の涵養と実学の重視」であり、使命・目的は学則第1条に記載している通りである。これらを実現するには、手に職をつける専門的な職業教育が必要であり、地域的にも要請の高い保育学科及び食物栄養学科を設置して教育研究に取り組んでいるところである。保育学科は、保育士・幼稚園教諭を、食物栄養学科は栄養士をそれぞれ養成しており、両学科とも資格を取得し、資格を生かした就職を目指すという点で共通している。各学科とも教育目的に沿った固有のカリキュラムを編成し、適切に授業科目を配置している。

また、使命・目的の実現のためには、同一キャンパスに併設している大学との協働が不可欠である。大学もまた、建学の精神を同一にし、同じキャンパスで教育研究を行っている。本学では、教授会の上位の組織として重要事項の審議を行う、大学と合同の大学評議会を設置する等、ほとんどの委員会をはじめとする会議体を、大学・短大合同で運営しており、一体となってそれぞれの使命・目的の達成に向けて教育研究している。

以上のことから、本学は使命・目的及び教育目的に適合した学科構成で成り立っており、その運営も使命・目的に則したものとなっていると認識している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-13】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-14】宇部フロンティア大学短期大学部組織図

【資料 1-2-15】令和3（2021）年度委員会構成一覧

#### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神については、ホームページ上では学長メッセージや副学長挨拶のページにのみ記載されており、具体的に解説はしていない。また教育理念・目的は、キャンパスライ

フガイドブックに記載しているが、ホームページには記載していない。使命・目的をさらに周知するため、建学の精神・教育理念・目的をホームページに掲載することを検討する。

令和2（2020）年度から始まった5ヵ年の中期計画は、使命・目的達成のための計画であることを明示している。併設の大学と合同の計画であるため、両方の使命・目的の達成に寄与する計画であることが求められる。毎年の計画においては、本学の使命・目的を十分に意識して策定する。

### 【基準1の自己評価】

建学の精神や本学の使命・目的及び学科の教育目的等は学則に明確かつ簡潔に明示されており、ホームページや大学案内、学生に配布するキャンパスライフガイドブック、さらに各種の配布物を通して学内外に発信され、教職員や学生はもとより、受験生を含むステークホルダーにも周知されている。個性・特色である専門的な職業教育や社会貢献は、使命・目的に具体的に反映させてある。毎年のアセスメントを通じて、ディプロマ・ポリシーと教育理念・目的が適合しているか確認しており、社会情勢の変化により養成する人材像が変化した場合でも、対応できる体制を整えている。

本学の使命・目的は、教職員及び役員が学則変更の審議を通じて、策定・決定に関与する仕組みとなっており、理解・支持を得ている。学校法人香川学園事業報告書の審議を通じて、理事が建学の精神や使命・目的を承認することとなる。使命・目的の学内外の周知も、学内に建学の精神を示した扁額を掲げ、来学者の目に留まるように工夫している。キャンパスライフガイドブックには、建学の精神や教育理念・教育目的を掲載し、教職員及び学生全員に配布する等十分に周知している。中期計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）は、使命・目的の達成のため策定することを明記し、それを意識して毎年度の計画を立案・実施している。三つのポリシーについては、毎年のアセスメントを通じ使命・目的に適合しているか確認しており、使命・目的が反映されたポリシーとなっている。

以上のことから、基準1を満たしていると判断している。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学ではアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、キャンパスライフガイドブック、募集要項、広報フロンティア、大学案内等に明示し、周知している。媒体や掲載スペースによっては、要約したものを掲載している。以下に、ホームページ、キャンパス

ライフガイドブックに記載のアドミッション・ポリシーについて示す。

「短大全体」

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜、入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の基本的な内容を理解している人。

日常生活上の問題に興味・関心を持ち、自分で調べて解決しようとする人。

人に対して優しい気持ちを持ち、その人のために行動できる人。

他者と関わりながら、会話を通じて相手を理解し、自分を表現しようとする人。

2. 入試選抜

本学で求める学生像を、学校推薦型選抜入試、総合型選抜入試および社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では、学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

「保育学科」

保育学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の内容を広く理解している人。

日常のさまざまな出来事に興味・関心を持ち、研究心旺盛な人。

子どもの保育や幼児教育について興味・関心を深く持ち、将来保育士や幼稚園教諭など子どもと関わる分野で活躍したいという熱意のある人。

他者と積極的にコミュニケーションをとり、協調してものごとに取り組む態度が見られる人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、学校推薦型選抜入試、総合型選抜入試および社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では、学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

「食物栄養学科」

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

専門教育科目を学ぶ基礎学力を身につけている人。

食や健康に興味があり、栄養士免許取得を目指している人。

自分の食生活を大切に、将来に向けた健康づくりが実践できる人。

栄養士として、地域の人々の健康に貢献したいと思っている人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、学校推薦型選抜入試、総合型選抜入試および社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では、学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

以上のアドミッション・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が行う三つのポリシーのアセスメントで検証している。ディプロマ・ポリシーが、使命・目的及び教育目的を体現した教育目標を、具体的能力として適切に表現しているかアセスメントし、アドミッション・ポリシーがディプロマ・ポリシーに記載している能力を身に付ける前提として求める学習成果を明示しているかをアセスメントしている。両方が適切であれば、アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定してあるとの認識である。

また、周知についても、アドミッション・ポリシーのアセスメントにおいて、アドミッション・ポリシーを公表しているかを点検項目にしており、適切に公表しているという評価であれば、十分に周知がされていると考えている。

令和 2 (2020) 年度のアセスメント報告書では、上述のアセスメントは適切であるとの評価となった。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-1-1】 ホームページ 3つのポリシー

【資料 2-1-2】 キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー 【資料 1-2-10】 と同じ

【資料 2-1-3】 2022 年度入学者募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-4】 広報フロンティア

【資料 2-1-5】 大学案内 2022 年版 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-6】 「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー (2020 年度版) 【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 2-1-7】 令和元 (2019) 年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書 【資料 1-1-7】 と同じ

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 1) 入学者の受け入れ組織

入学者の選考を統括する組織として入試・広報委員会を組織している。入試・広報委員会は大学との合同委員会で、大学副学長、短大副学長、大学各学部長、研究科長、短大各学科長、入試広報部長及び入試広報課長で構成されている。この委員会で可否を判定し、教授会の議を経て学長の承認を受ける。

### 2) 入学者受け入れの方法

本学のアドミッション・ポリシー及び各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者の多様な能力・意欲等を多角的・総合的に評価することを目的に、多様な入学選考を実施している。

令和2(2020)年度の入学試験は、以下のとおりである。

- ・学校推薦型選抜(指定校) I期、II期、III期
- ・学校推薦型選抜(公募制) I期、II期
- ・一般選抜入学試験 A日程、B日程
- ・総合型選抜 1期、2期、3期、4期
- ・社会人 1期、2期
- ・帰国子女入学試験
- ・外国人

### 3) 入試問題の作成

一般選抜入学試験の選考における各教科の試験問題は、学外に委託している。委託については、入試・広報委員会委員長の命を受け、入試広報課が委託先を決めている。試験問題は学長指名の各科目の採点委員が問題の程度、問題数、内容のチェックを行い、数回のフィードバックの後に完成させる。また小論文については、各学科の入試委員が独自に問題を作成し、最終的には入試・広報委員会で精査・確定している。

学校推薦型選抜入学試験の口頭試問、総合型選抜入学試験のプレゼンテーション課題については各学科で原案を作成し、入試・広報委員会の審議を経て決定する。口頭試問、プレゼンテーション課題のいずれも各学科の特性に沿った出題をし、面接や書類審査と合わせて学力の3要素を多面的・総合的に評価している。

### 4) 検証の方法

入試の適切性の検証については、教学マネジメント委員会において三つのポリシーのアセスメントポリシーを策定し、アセスメントを行い、大学評議会・教授会に報告することとしている。

令和2(2020)年度は、「APの策定・公表」、「選抜方法」、「採点基準」、「入学前教育」、「入学後の追跡調査」、「卒業後の追跡調査」の6分野についてアセスメントを行った。このうち、アドミッション・ポリシーに則した入試選抜の適切性については、「選抜方法」及び「採点基準」で行っている。「選抜方法」では、多様な背景を持つ学生を受け入れる入試

区分を設けているか等を、「採点基準」では、採点基準（ルーブリックなど）を作成しているか等を点検項目とし、入試選抜の適切性を検証している。アセスメントの結果として、不十分とされた点検項目があれば、改善のためのアクションを明示することとしている。アクションのうち、優先度が高いものを重点取組課題として抽出し、報告書の最初のページに記載している。

令和 2（2020）年度のアセスメント報告では、短大の当該箇所は適切であったとの結果となった。

このように、入試の適切性を様々な角度から検証している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-8】 入試・広報委員会規程

【資料 2-1-9】 2022 年度入学者募集要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-10】 「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 2-1-11】 令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の入学者数と定員充足率を表に示す。

表 2-1-1 過去 5 年間の入学者数及び収容定員充足率

年度	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率
平成 29	保育学科	80	59	160	110	69%
	食物栄養学科	50	39	100	75	75%
	計	130	98	260	185	71%
平成 30	保育学科	80	46	160	102	64%
	食物栄養学科	50	42	100	81	81%
	計	130	88	260	183	70%
平成 31	保育学科	80	49	160	94	59%
	食物栄養学科	50	47	100	84	84%
	計	130	96	260	178	68%
令和 2	保育学科	80	42	160	91	57%
	食物栄養学科	50	29	100	74	74%
	計	130	71	260	165	63%
令和 3	保育学科	50	37	130	79	61%
	食物栄養学科	50	31	100	58	58%
	計	100	68	230	137	60%

入学者数については、平成 29（2017）年度の 98 人に比べ、令和 3（2021）年度は 68 人となっており、30 人の減少となっている。

入学定員については、令和 2（2020）年度までは保育学科 80 人、食物栄養学科 50 人の計 130 人としていた。しかしながら、保育学科の入学定員充足率が減少傾向となったため、令和 3（2021）年度からは、入学定員を 30 人減の 50 人としている。

過去 5 年間、本学の学生受入れは、両学科とも入学定員を充足できていない。したがって、収容定員充足率も、100%未滿となっている。入学者数に対して教育の環境としては、問題がないため、適切に学生を受け入れていると判断している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-12】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2

【資料 2-1-13】学則変更の趣旨等を記載した書類

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーになっているか、教学マネジメント委員会を中心に点検し、周知につとめていく。また、入学者受け入れについてのアセスメントは、令和元（2019）年度からの取組である。今後のデータの蓄積に伴い、アセスメントの精度を高め、適切なアクションを実施していく。

### 2-2. 学修支援

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

全学の教務委員会及び学生生活委員会等には、教員だけでなく職員も正式なメンバーとして参画し、教職員一体となった学修支援及び授業支援を行っている。また、全学の就職委員会では、キャリア支援センターの職員がメンバーとして参画し、キャリア支援センター職員の専門的な意見を取り入れつつ、教職員協働で進路支援を含む学修支援に取り組んでいる。

また、IR 部門には、教員だけでなく事務職員がメンバーとして配置されている。学生生活実態調査、授業アンケート、学生満足度調査、学修行動調査等、学修支援や授業支援の方策を検討する上での基礎的データを得るためのアンケートの作成、結果の分析など、教職協働で行われている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】令和 3（2021）年度委員会構成一覧【資料 1-2-15】と同じ

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) 障がいのある学生への配慮

障がいがある学生の配慮については、令和2(2020)年3月に障害学生支援規程を策定し、支援体制を明確にした。学生からの支援の要望を学生課が受付け、丁寧に事情聴取を行い、状況を学生生活委員会に諮り協議する。学生生活委員会は、各部署と連携しながら支援計画を策定することとなっている。

### 2) オフィスアワー

全ての専任教員は、特定の曜日・時間帯に学生が気軽に質問したり相談したりできるよう、オフィスアワーを実施している。オフィスアワーは、各学期の始めに学生課が教員にメールで実施予定を調査し、集計したものを学生に周知している。周知は、学内掲示板横の廊下にホワイトボードを配置し、一覧表を掲示している。

### 3) 資格に係る能力向上策

食物栄養学科では、栄養士実力認定試験のための対策講座を2年次の夏以降から実施している。栄養士としての能力を高めることを目的とし、認定試験の結果評価(A, B, C)が全員B評価以上となることを目標に指導している。成績の良くない学生については、個別の指導を行っており、学科全体の能力向上に取り組んでいる。

### 4) 中途退学、休学及び留年への対応策

退学・休学の相談があった場合、教員が学業継続を示唆しつつ、丁寧に面談を行うことで対応している。

また、教学マネジメント委員会は、三つのポリシーのアセスメントポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーのアセスメントにおいて、入試区分別の退学率、休学率及び留年率を基にアセスメントを行っている。今後、PDCA サイクルの中で退学率、休学率及び留年率の減少に向けて対応策を検討することになる。

### 5) 学習支援プログラムの実施

学習面につまずきが見られ成績が低迷している学生は、修学意欲の維持や当初希望していた進路の達成が困難になるばかりか、退学・休学・留年といった事態に陥ることも少なくない。そこで短期大学部において令和元(2019)年度より実施しているのが学習支援プログラムである。各学科のGPA 下位4分の1を対象に、生活習慣の見直し、文章力の向上をねらいとしたプログラムを受講させている。受講後は個別面談により自己内省を促し、学習に向かう意欲と態度の涵養を図っている。

### 6) チューター

本学の教員は、履修科目の選択、学習面などのアドバイスを適宜行い、学生生活の不安を解決できるよう、チューター(保育学科では総合演習担当教員がチューターの役割を果たしている)による支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-2】 障害学生支援規程

【資料 2-2-3】 2021 年度オフィスアワー実施時間

【資料 2-2-4】 栄養士実力試験受験対策日程

【資料 2-2-5】 「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 2-2-6】 令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】 と同じ

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

委員会等に事務職員も参画しており、教職協働の学生支援体制は整っている。今後もこの体制を維持していく。

学修支援の充実も図っており、退学等の対応策については三つのポリシーのアセスメントを行い検討していくこととなる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) キャリア支援センター及び就職課による支援

学生の就職・進学支援については、キャリア支援センターを設置し行っている。キャリア支援センターには、国家資格であるキャリアコンサルタント有資格者の専任職員 2 人が常駐し、専門的な立場から、就職・進学指導を行っている。

キャリア支援センターには、企業等の求人票や全国各大学や短期大学専攻科、専門学校等から届いた編入学案内書や入学案内書類を配架し、学生が自由に見ることができるようにしている。進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索用パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

また、就職委員会において、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

2) 教育課程内の支援

職業意識の形成と実際の就職活動における具体的な活動方法を実践的に学ぶことを目的に、1 年次後期の教養教育科目「キャリアデザイン」を必修科目で開講している。授業は、科目担当教員の確認のもと、キャリア支援センターの職員が専門性を生かして行っている。就職活動のあり方、自己分析、履歴書の書き方等、15 回の授業を行い、社会人基礎力の育

成に力を入れている。1年生は、進路・就職の実感が無く、進路・就職に向けた意識も希薄であることから、授業内容がどの程度理解できているか、毎回授業アンケートを実施し理解度を確認している。

### 3) 就職ガイダンスによる支援

スムーズな就職活動を支援するため、キャリア支援センターの職員が就職ガイダンスを実施している。

1年生後期の進級前に、就職活動のスケジュール、就職先の選び方、求人票の見方、学内の諸届、就職試験対策等についてガイダンスを行い、これから就職活動に向かっていく1年生の心構えや意識づけを強化している。

また、2年生には、就職・進路調査表を基に個人面談や面接の受け方、実際の就職活動の仕方等のガイダンスを開催し、就職開拓に向けた動機付けを行っている。さらに、就職活動のあり方や履歴書の書き方等の再指導を行っている。令和2(2020)年度は実施しなかったが、例年卒業前にソーシャルマナーの復習等を行う卒業前ガイダンスも開催している。

### 4) 各学科の担当教員による支援

個々の学生の要望に応じて、担当教職員が各種書類作成指導、面接指導、試験対策指導、相談等に応じている。保育学科では、令和2(2020)年度は公務員対策勉強会を実施した。参加者は8人だった。志望動機や自己PRの書き方、保育原理等の専門科目の試験対策、面接練習を行った。また、食物栄養学科では4年制大学管理栄養士養成課程への編入学希望者に対して個別に試験対策を行っている。

#### 【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-3-1】 令和3(2021)年度委員会構成一覧【資料 1-2-15】と同じ

【資料 2-3-2】「キャリアデザイン」シラバス

【資料 2-3-3】キャンパスライフガイドブック 進路

#### (3) 2-3の改善・向上方策 (将来計画)

令和2(2020)年度卒業者の就職率は、両学科とも100%であった。今後も、教育課程内外の就職支援を継続していく。まだ実施していないが、卒業生及び就職先へのアンケート調査を行い、就職支援の改善に繋げていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

学生生活全般にわたる支援は、学生課と全学の学生生活委員会で実施している。

1) 学生相談室

本学では、「宇部フロンティア大学学生相談室規程」を定め、学生相談室を設置している。第2条にその目的として、学生の心身の健康の保持・増進に関する相談に応じ、その解決のため適切な指導を行うことを規定し、相談にあたっている。学生部長が室長となり、相談員として、非常勤職員の公認心理師を1人配置している。相談員は、月曜日と木曜日の週2日8時30分から17時15分の間、学生相談室に詰め、学生相談を行っている。

入学時に入学生に配布する「キャンパスライフガイドブック」に、学生相談室について記載し、相談がある場合は学生相談室に直接電話するか、学生課に申し出るよう指導している。令和2（2020）年度の利用者数は、以下の表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 学生相談室利用状況（人数）

	前期		後期		通年	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
保育	1	7	1	21	2	25
食栄	1	1	1	1	2	2
大学	4	23	15	65	19	91
大学院	7	27	4	65	11	92
教職員	9	32	6	43	15	75
その他	3	3	1	1	4	4
合計	25	93	28	196	53	289

2) 保健室

保健室は、「学校法人香川学園事務組織規程」第16条第1項第1号に基づき、学生課の管轄として設置している。開室時間は、月曜日から金曜日の週5日8時30分から17時15分である。専任事務職員として、保健師を1人配置し、定期健康診断の実施と事後指導、救急処置、健康相談、精神保健相談、その他の健康の維持増進について必要な専門的業務及び健康診断書作成のための手続きを主な業務としている。保健室は、学生個人の健康状態を把握し、各学科の教員とも連携しながら、学生の健康増進・維持に努めている。令和2（2020）年度の利用状況は、以下の表2-4-2のとおりである。

宇部フロンティア大学短期大学部

表 2-4-2 令和 2 (2020) 年度 保健室の月別利用状況(人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
体調不良	0	0	3	16	3	3	3	7	7	1	3	0	46
予防接種 関連	9	6	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	21
健診後指 導	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
健康管理	1	3	167	57	33	51	40	36	47	13	13	0	461
相談	0	0	2	1	2	1	5	2	1	3	2	0	19
外傷	0	0	3	2	1	0	1	0	2	0	2	0	11
健康診断 書手続き	0	0	4	6	31	1	5	4	4	2	7	5	69
その他	0	0	0	1	2	0	1	1	1	6	1	2	15
合計	13	17	180	86	73	56	56	50	62	25	28	7	653

3) 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金として、「フロンティア奨学金」、「社会人奨学金」、「推薦奨学生」、「アドバンス奨学金」及び「島しょ部奨学金」を整備している。

推薦奨学生及び島しょ部奨学金は、学校推薦型選抜（指定校 I 期）に出願した学生で、本学が認める基準に合う者に対し、入学後に25万円を支給することとしている。フロンティア奨学金、社会人奨学金及びアドバンス奨学金は、本学の基準に合う者に対し、授業料を免除する減免奨学金となっている。

表2-4-3 本学独自の奨学金受給者の状況（人数）

	令和 2 (2020) 年度
フロンティア奨学金	4
社会人奨学金	0
推薦奨学生	12
アドバンス奨学金	0
合計	16

4) 学生会組織とサークル活動及び大学祭への支援

学生会は、学内の活動団体として、自主性を養うための教育の一環として位置づけており、学生相互の連帯性を高め、学生生活の向上を図ることを目的に活動している。学生会活動は、学生課が相談窓口となっており、学生課の職員が、学生会の諸活動を円滑に安全に実施するための指導的役割を果たしている。

学生会に、学生会役員、クラス委員会及びクラブ委員会で構成される学生委員会を置き、学生会活動の企画・実施を行っている。主な企画としては、新入生歓迎会、スポーツマッチ、大学祭が挙げられる。

クラブ・サークル活動としては、運動部が2団体、文化部が2団体で活動している。各団体には、教員が顧問となっており、休日のクラブ活動に同行する等活動の支援を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4-1】 学生相談室規程

【資料 2-4-2】 キャンパスライフガイドブック 学生相談室

【資料 2-4-3】 学校法人香川学園事務組織規程

【資料 2-4-4】 奨学金規程

【資料 2-4-5】 奨学金規程施行細則

【資料 2-4-6】 学生会会則

【資料 2-4-7】 学生総会資料

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活上の支援の体制は整っている。今後も、学生課及び学生生活委員会を中心に体制の維持に努める。

### 2-5. 学修環境の整備

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

##### 1) 校地、校舎等

平成 31（2019）年度から大学とキャンパス統合し、本学は大学の敷地に移転した。宇部市内の中心地から数 km 程度の立地であり、教育・研究活動が適切に行える環境となっている。校舎は、大学と共用し、実験実習棟のみ短大専用棟となっている。

A棟は、一階に教務課・学生課・就職課等事務関係の部署を、二階には図書館、三階以上には研究室を配置している。B棟は3階建てで、各階に講義室がある講義棟である。C棟は、食堂と多目的ホールがあり、多目的ホールは保育学科の演習関係の授業で利用する頻度が高い。D棟は主に大学人間健康学部看護学科の棟であるが、状況に応じて、短大の授業も行うこととしている。E棟は、短大専用の実験実習棟であり、一階は食物栄養学科の実験室や給食管理の実習室を、二階には保育学科の工作室や音楽室を配置している。

## 2) 施設の運営・管理

学校法人香川学園事務組織規程に規定されているとおり、施設については、学園事務局管財課が施設設備の管理・修繕等を担当しており、学内各部署と連携し、計画的に維持管理するよう努めている。

各棟内の清掃については、清掃業者と業務委託契約を結んで実施している。3人の清掃員が常駐し、毎日廊下や講義室の清掃、学内のゴミの回収を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として、学内のアルコール消毒も依頼している。車庫とA棟の間にゴミ捨て場を設置しており、そこに燃えるゴミや不燃物を捨てている。ゴミ収集業者と一般廃棄物処理契約を結び、定期的に回収を行っている。このように、学内の保健衛生管理に努めている。

エレベータの保守点検については、点検業者と保守契約を結び、3カ月に一度点検を実施している。必要に応じて、消耗部品等の交換を行っている。電気の保安管理については、保安管理業者と委託契約を結んでいる。消防設備についても、点検業者と契約を交わし、実施している。一年に一度、学内の防火扉、シャッター、煙探知機、学内放送、排煙窓等が適切に動作するか確認している。

中山キャンパスの警備については、警備業者と警備契約を結んでおり、平日の夜間と大学の休日の日は警備員が常駐し、学内の巡回警備を行っている。警備員は、巡回以外の時間帯は、中央監視室に待機しており、同室に配置している学内の電灯を制御している機械や消防関係の機械を確認し、異常があった場合の対応等もしている。また、A棟・B棟・C棟は機械警備システムを導入しており、警備を解除せずにいずれかの部屋のドアが開いた場合は、警報音が鳴る仕組みとなっている。

以上のように施設設備の保全については、多くは外部に業務委託することで実施している。

## 3) 耐震化率

耐震化率は100%となっており、A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、スチューデントハウス、第二体育館は耐震基準を満たしている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】校舎配置図

【資料 2-5-2】校舎案内図

【資料 2-5-3】学校法人香川学園事務組織規程【資料 2-4-3】と同じ

【資料 2-5-4】清掃作業委託請負契約書

【資料 2-5-5】一般廃棄物処理契約書

【資料 2-5-6】業務委託契約（D棟エレベータ）

【資料 2-5-7】昇降機保全契約書（A棟B棟エレベータ）

【資料 2-5-8】自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

【資料 2-5-9】消防用設備点検契約書

【資料 2-5-10】警備契約書

【資料 2-5-11】 機械警備契約

【資料 2-5-12】 ホームページ 校舎の耐震化率について

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

附属施設としてA棟 2 階に設置されている図書館は、延べ床面積 593.38m<sup>2</sup>、閲覧座席数 86 席、収納可能冊数 55,000 冊、視聴覚資料ブース 2 台が設置されており、コンパクトながら教育研究を促進するのに適切な整備が整っている。図書館の蔵書数は、和書 30,450 冊、洋書 4,587 冊の合計 35,037 冊（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）。図書館は校舎内にあるため学生のアクセスが容易で気軽に利用できる施設となっている。閲覧座席数 86 席のうち個人机 20 席には、全てに情報端子がついており、ノートパソコンを持ち込めば学内 LAN に接続し、インターネットやデータベース検索ができるように利用環境を整備している。

年間開館日数に関しては、令和 2（2020）年度は 232 日であった。開館時間の観点からは、社会人や学生の時間外来館とその学修に対応できていると考えられる。また、本学に所属しない一般住民の方にも図書館は開放されている。図書館の利用については表 2-5-2 のとおり、順調に推移したと考えている。

令和元（2019）年度は、短期大学部図書館の閉館に伴い、資料の移動や短期大学部の学生の受入の初年度となった。オリエンテーションは、新入生だけではなく、短期大学部の 2 年生にも実施し、新しい学習環境となる図書館の利用促進を図った。また、授業での図書館利用も実施された。

蔵書資料については、絵本を含め学習に必要な資料として短期大学部図書館から移動した 3,562 冊を受け入れるため、配架を整え、管理 ID 及びデータの更新作業を実施した。夏季には、短期大学部図書館の蔵書の一部を、担当教員の研究室へ移動している。また、8 類の蔵書点検を実施し、令和 3（2021）年 3 月 10 日時点で、不明率は、0.3%であり、おおむね良好と考えている。

令和 2（2020）年度当初は、遠隔授業が中心になったことで、新入生・新学年へ実施をしていたオリエンテーションの中止等があり、予定を変更しての運用が必要となった。授業日の図書館開館時間の短縮、学外者利用の中止およびスチューデントワーカーによる夜間開館の実施は中止した。感染症対策として、閲覧席の利用時間制限や席の間引き、換気の徹底、手指消毒および検温の実施など様々な方法を模索しつつサービスを行い、休館することなく運用することが出来た。来館しての図書館利用が難しい状況となったことから、学修のサポートとして、従来契約していた電子図書やデータベースを、図書館システムを利用し遠隔アクセスが出来るように整えて実施した。また、遠隔利用可能な電子資料のトライアルを実施した。図書館学生協働は、感染対策を実施しながら活動を続け、後期はオンラインでシンポジウムに参加し、館内展示コーナーの作成活動を実施した。

図書館システムの利便性を図り、図書データを自前のサーバからクラウドに移行することとした。

表 2-5-2 図書館利用統計

区分	令和 2 (2020) 年度
入館者数	10,212
貸出人数	1,765
貸出冊数	4,124
文献複写枚数	522
学外利用新規登録者数	0

また、コンピュータ演習室を 2 室設置している。こちらも大学との共用となっている。コンピュータ演習室 1 は 46 台のパソコンを、コンピュータ演習室 2 には 50 台のパソコンを設置している。平日の 8 時 30 分から 18 時まで開室しており、授業で使用する以外は、学生がレポート作成等で自由に使用できるようにしている。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、各コンピュータ演習室のパソコン及び座席数をそれぞれ 25 台・25 席に削減して運用している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-5-13】 附属図書館利用案内

【資料 2-5-14】 コンピュータ演習室利用案内

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

本学の建物は、E 棟を除き、バリアフリーとなっている。5 階建ての A 棟、3 階建ての B 棟及び 4 階建ての D 棟には、それぞれ 1 台ずつエレベーターを設置しており、段差もないため全てのエリアに車椅子で移動可能である。また各棟の移動については、A 棟と B 棟は建物が繋がっており、また B 棟と D 棟もそれぞれの 2 階が渡り廊下でつながっている。C 棟は 1 階建ての建物であり、A 棟・B 棟・C 棟・D 棟の移動は全てバリアフリーとなっている。また B 棟から C 棟に移動する際は、屋外の屋根で繋がっているため、雨天の場合も移動しやすくなっている。

学生の通学のための交通手段として自動車通学を許可しており、学生専用の駐車場 (176 台駐車可能) を整備している。その他、学生寮を完備している。

以上のように、バリアフリー環境が整備されており、利便性、安全性を適切に確保、整備して教育研究活動の充実を図っている。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-5-15】 校舎配置図【資料 2-5-1】と同じ

【資料 2-5-16】 校舎案内図【資料 2-5-2】と同じ

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

一部の演習科目では、2クラスに分けて別々の時限で開講している。教養教育科目では、学科共通で開講している情報機器の操作や英語の科目を、専門の科目では音楽や造形等の科目をクラス分けして開講し、授業を受ける学生数の適正化を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-17】 2021 年度前期・後期時間割

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学・短大のキャンパス統合により、大学の比較的新しい校舎に移転したことから、学修環境は大幅に向上した。しかしながら、施設設備の更新が必要な個所もあるため、毎年度予算確保を行い、修繕・補修等を実施していく。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学生が意見を投書できる意見箱を掲示板横に設置しており、学生は学修支援その他の要望を投書できるようにしている。意見箱の中身は、学生生活委員が開錠し、投書の内容を確認した後、関連する部署へ回答を求めている。各部署は、投書の内容を確認し、対応可能かどうか検討し、回答の文案を学生生活委員会に提出する。案件によっては、学長に知らせ、学長から回答するものもある。これらの回答は一覧表にまとめ、学生生活委員会で確認した後、掲示板に掲示し、学生に公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】 意見箱回答

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望への対応については、意見箱を開錠する頻度を増加させ、学生へのフィードバックを早める方策を検討する。

**[基準 2 の自己評価]**

本学では、短大全体及び各学科でアドミッション・ポリシーを定めており、学生を受け容れている。アドミッション・ポリシーは、ホームページや募集要項等で十分周知を行っている。また、入学定員に沿って適切に学生を受け入れており、問題はない。学修支援については、教職協働で行い、オフィスアワーの活用も行っている。キャリア支援では、キャリアコンサルタントを専任事務職員として2人配置し、教育課程内外で教育する体制を整備している。学生サービスについては、学生相談室をはじめ様々なサービスを展開している。学修環境については、整備されており、学生の意見を取り入れ反映させる仕組みを設けている。

以上のことから、基準2は満たしていると考えている。

### **基準3. 教育課程**

#### **3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

##### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

##### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

###### **(1) 3-1の自己判定**

基準項目3-1を満たしている。

###### **(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

本学では、短大全体のディプロマ・ポリシーを定め、それに沿うように各学科のディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに、入学時に入学生に配布する「キャンパスライフガイドブック」に掲載して、周知している。具体的には、以下のとおりである。

#### **「短大全体」**

宇部フロンティア大学短期大学部では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、専門資格の深い知識と技能を、多様な人々の豊かな人生への貢献のために活用し、考え、行動できる人材を育成します。

##### **1. 知識・理解**

専門領域を学ぶのに必要な、人と人間生活に関する幅広い教養を身につけている。専門資格を取得するのに必要な知識と技能を修得している。

##### **2. 汎用的技能**

情報や知識を収集し、分析した結果を基に論理的に考え、判断し、表現できる。

##### **3. 態度・志向性**

他者に配慮し、他者と協調・協働しながら、自らの役割を見出し行動できる。

「礼節」「自律」を旨として自身を厳しく律しながら、生涯にわたり自己の資質向上

に努めることができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、相手の側に立って活用し、考え、行動することができる。

#### 「保育学科」

保育学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、保育・福祉・教育の視点から、専門資格の深い知識と技能を、子ども・保護者の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

##### 1. 保育の基盤と社会的意義についての理解

保育の本質と目的について理解している。

保育に関する基本的知識を修得している。

子どもの成長と発達に関する知識を理解している。

##### 2. 保育者としての実践力の獲得

保育内容をふまえた基本的な表現技術を適切に用いることができる。

子どもへの適切なあそびや養護の技術が身についている。

##### 3. 保育・教育職としての意識と姿勢

チームワークを大切にし、他者と協調・協働して行動できる。

自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢が身についている。

##### 4. 習得した知識・技能を用いた保育実践の総合的な展開

子ども一人ひとりの生活や発達過程に応じた援助を考えることができる。

保育者としての責任感と倫理観をもって行動することができる。

#### 「食物栄養学科」

##### 1. 幅広い学びに基づく知識と技能

人の生の営みが自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、自分以外の他者や自然に対して、感謝の気持ちを持つことができる。

栄養士として必要な「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する専門教育科目の知識と技能が身についている。

食品の栄養成分や調理特性、機能性や安全性など食品に関する幅広い知識と技能が身についている。

##### 2. 栄養士としての実践力と応用力

栄養士として働くにあたって必要な技能と応用力(献立作成、調理及び給食管理など)が身についている。

対象者のライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援をすることができる。

食品の流通や安全性、並びに食品成分の栄養特性や機能性などの食品に関連する基本的実験技能が身についている。

3. 生涯学び続ける姿勢

人と積極的にコミュニケーションを図り、協力して作業に取り組み、計画を進めることができる。

食の専門家であり続けるために、生涯にわたって新しい知識と技能を身につけながら、自己の資質向上に努めることができる。

4. 課題を解決する力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、主体的な研究活動やフィールド調査に取り組み、その結果をまとめることができる。

以上のディプロマ・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が行う三つのポリシーのアセスメントで検証している。ディプロマ・ポリシーが、使命・目的及び教育目的を体現した教育目標を、具体的能力として適切に表現しているか点検している。

また、周知についても、ディプロマ・ポリシーのアセスメントにおいて、ディプロマ・ポリシーを公表しているか、ディプロマ・ポリシーを周知しているかを点検項目にしており、適切に公表しているという評価であれば、十分に周知がされていると考えている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】 ホームページ 3つのポリシー 【資料 2-1-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー 【資料 1-2-10】 と同じ

【資料 3-1-3】 「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）【資料 1-1-6】 と同じ

【資料 3-1-4】 令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】 と同じ

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は、「キャンパスライフガイドブック」に記載し、周知している。進級制度はないため、進級基準は設けていない。ホームページに単位認定基準及び卒業認定基準を掲載し、広く一般にも周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-5】 キャンパスライフガイドブック 成績通知票について

【資料 3-1-6】 キャンパスライフガイドブック 卒業の要件について

【資料 3-1-7】 ホームページ 学修の評価

【資料 3-1-8】 ホームページ 卒業の要件

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

本学学則第8条の定めに従い、講義は15時間、演習は15時間または30時間の授業をもって1単位としている。また、実験、実習及び実技は30時間または45時間の授業をもって1単位

としている。以上のように各学科の教育課程はこの範囲で適切に単位を設定している。

各授業科目の単位認定は、定期試験による成績と各授業での課題等の提出物の評価等を総合的に判断し認定される。その評価基準は次のとおりで、秀・優・良・可を合格として当該科目の単位を認定しており、厳正に運用している。

表3-1-1 成績の評価基準

評 価		備 考
合 格	秀	100～90
	優	89～80
	良	79～70
	可	69～60
不 合 格	不可	59 点以下
	未履修	受験資格がなかった場合

卒業認定は、教授会において学生の卒業要件に係る科目の修得単位数の一覧を基に、一人ひとり必修、選択等で定められた単位を修得しているか否かを確認しながら厳正に判定している。

本学ではGPA 制度を採用しており、成績評価、卒業時の学位記受領代表、各種協会表彰の選考等に活用している。今後、履修指導等への活用について検討が必要である。

#### 【エビデンス集（資料編）】

##### 【資料 3-1-9】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 8 条

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度の教学マネジメント委員会の「3 つのポリシー」のアセスメント報告書において、「4）DP・CP を公表しているか」をアセスメントした結果、大学案内に記載していなかったため、次年度は記載することとした。また、「5）DP・CP を在学生に周知している。」のアセスメント結果は、「わかっている」と回答した学生は 60～70%にとどまっており、さらなる周知が必要という結果となった。アクションとして、各学科は、オリエンテーションだけでなく、初年次教育に相当する授業科目等で大学での勉強方法を説明する際に、「3 つのポリシー」の意義（本学教育の設計図であること、学習のロードマップであること、卒業時の到達目標であることなど）を説明するように努めることとした。

卒業認定・修了認定については、厳正に行っている現状を維持していく。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

本学では、短大全体のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿うように各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している。また、カリキュラム・ポリシーはホームページで公開するとともに、入学時に入学生に配布する「キャンパスライフガイドブック」に掲載して、周知している。以下に、本学のカリキュラム・ポリシーを示す。

「短大全体」

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」「キャリアデザイン」を開講し、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育課程の編成に当たっては、専門資格を取得するために必要な知識と技能が体系的に学べるように科目を配置し、学生が理解できるようなカリキュラムマップを提供する。

2. 学修方法・学修過程

「実学の重視」を念頭に置いて、問題発見・論理的思考・課題解決の能力を育成するよう努める。

グループ単位での能動的学修（アクティブラーニング）や、学内外の実習による体験型学習を取り入れることにより、他者との関わりの中で実践的な実務教育が図れるように努める。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的にを行います。

「保育学科」

保育学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育職員免許法施行規則と児童福祉法施行規則に定める科目を中心にカリキュラム

を編成し、子どもの成長や発達についての理解、保育者に求められる専門的な知識・技術及び倫理の修得を図る。

最新の保育・幼児教育・子育て支援の動向に対応し、また保育者に求められるスキルをより深化・拡充させるものとして社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格、レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導員資格の取得を可能とし、より広い視野と見識を育成する。

### 2. 学修方法・学修過程

「総合演習Ⅰ～Ⅳ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

実習および実習の事前指導・事後指導を重視し、保育現場の役割・機能や子どもの現状、保育の展開方法を体験的に学ぶことで、保育者としての実践力が身につくようにする。

### 3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

## 「食物栄養学科」

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

### 1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

栄養士法施行規則に定められている教育内容と単位数を満たす科目に加え、食の専門家として必要な最新の知見と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。

栄養士としての実践力、社会人としての社会力を養うために、学外活動等で地域や学外他組織との連携を図り、知識と技能を身につけることのできる実学を重視したカリキュラム編成とする。

専門教育の理解、学習成果については、全国栄養士養成施設協会「栄養士実力認定試験」の評価結果により、栄養士として必要な知識・技能を段階評価し、資質向上に向けたカリキュラム編成とする。

### 2. 学修方法・学修過程

「食物栄養ゼミ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

### 3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

以上カリキュラム・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会

が行う三つのポリシーのアセスメントで検証している。ディプロマ・ポリシーが、使命・目的及び教育目的を体現した教育目標を、具体的能力として適切に表現しているか点検し、続いてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているかを点検している。両方が適切というアセスメントであれば、カリキュラム・ポリシーが教育目的を反映しているという認識である。

また、周知についても、カリキュラム・ポリシーを公表しているか、カリキュラム・ポリシーを周知しているかを点検項目にしており、適切に公表しているという評価であれば、十分に周知がされていると考えている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】 ホームページ 3つのポリシー【資料 2-1-1】と同じ

【資料 3-2-2】 キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー【資料 1-2-10】と同じ

【資料 3-2-3】 「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 3-2-4】 令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは前述のとおり、「ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため」に教育課程を編成していることを明示しており、一貫性のあるポリシーとなっている。

また、教学マネジメント委員会が行うアセスメントにおいて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているか確認している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-5】 「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 3-2-6】 令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

その年度に開講する全ての科目についてシラバスを作成し、ホームページに掲載している。掲載内容は、「科目名」「授業形態」「履修形態」「単位数」「年次」「開講期」「担当者名」「関連する資格」「授業概要」「到達目標」「成績評価法」「評価項目・評価基準」「授業計画と概要、予習・復習内容（時間）」「アクティブラーニング」「授業外学習」「テキスト、参考書、教材」「関連する科目」「課題に対するフィードバック」「備考」としており、適切に整備している。

各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程は編成されている。教養教育科目は全学科共通開講とし、「基礎教育科目」と「外国語科目」の二つの科目群に分け、それぞれから卒業に必要な単位数を修得することとしている。専門科目の科目群は、「専門教育

科目」の1群とし、各学科の資格取得に必要な科目を体系的に配置している。

履修登録単位数の上限については、現在設定していない。各学科の資格要件とキャップ制の両立について検討が必要である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-7】 シラバス

【資料 3-2-8】 各学科教育課程表

### 3-2-④ 教養教育の実施

教育理念・目的達成のため、教養教育の編成・実施に係る組織として、大学・短大合同の教養教育委員会を設置している。教務部長、大学・短大各学科長、教養教育科目の担当教員のうち学長が指名した1人及び教務課長で構成されている。

教養科目は学科共通で開設されており、日本国憲法や日本語表現法といった教養の基本的な部分を学ぶ科目群と、外国語を学ぶ科目群とに大別している。そして、大別したそれぞれの科目群から、卒業に必要な単位数を修得するようにしており、偏った学修とならないようにしている。

教養教育委員会では、教養教育の位置づけを理解させるためキャンパスライフガイドブックに説明を記載する検討も行い、令和2（2020）年度から、「AIと教養教育の位置づけ」というタイトルの文章記載している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-9】 教養教育委員会規程

【資料 3-2-10】 各学科教育課程表【資料 3-2-8】と同じ

【資料 3-2-11】 キャンパスライフガイドブック 教養教育科目

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、平成 27（2015）年度より、アクティブラーニング（協同学習、グループ活動、学生と教員の積極的な応答学習、プレゼンテーション等）を全科目に導入している。シラバスの各授業回数の横にアクティブラーニングについて記載する欄を設け、実施するアクティブラーニングの形式を記入するようにしている。毎回の授業でアクティブラーニングを求めるわけではなく、15 回授業のうち複数回アクティブラーニングを行うことを求めている。

また、教授方法の改善を進める組織として、FD・SD 委員会と教学マネジメント委員会がある。FD・SD 委員会は、研修会の企画運営を行い、教授方法の改善を図っている。令和元（2019）年度の FD・SD 研修会では、「アクティブラーニング事例発表」というタイトルで、学内の教員によって自らの事例発表をしてもらい、質疑応答を交え、アクティブラーニングの理解を深めた。教学マネジメント委員会は、シラバス改善の FD を行った。令和 2（2020）年度は FD 研修会のみ実施し、アクティブラーニングの事例発表やティーチングポートフォリオについて研修を行った。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-12】 シラバス 【資料 3-2-7】 と同じ

【資料 3-2-13】 FD・SD 研修会次第

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント委員会の「3つのポリシー」のアセスメント報告書において、「5) DP・CP を在学生に周知している。」のアセスメント結果は、「わかっている」と回答した学生は60～70%にとどまっており、さらなる周知が必要という結果となった。アクションとして、各学科は、オリエンテーションだけでなく、初年次教育に相当する授業科目等で大学での勉強方法を説明する際に、「3つのポリシー」の意義（本学教育の設計図であること、学習のロードマップであること、卒業時の到達目標であることなど）を説明するように努めることとした。

また、「CPは、DPと整合性がとれている。」のアセスメントでは、どの科目を学習することがどのDPへつながるのか明示されていないとのアセスメントとなり、アクションとして、開講科目についてナンバリングを行い、DPと開講科目群の関係を明示するカリキュラムマップを作成することとなった。

アクティブラーニングは学生の学修力向上の重要な学修方法であるとともに、教員にとっては教育力向上の重要な教育方法でもある。短大を挙げて教員の教育力アップをめざしアクティブラーニングを組織的に展開していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、教学マネジメント委員会で行っている。教学マネジメント委員会は、「3つのポリシーのアセスメントポリシー」を策定し、その中で「主観的学修成果（到達度、満足度）」及び「客観的学修成果到達度」の項目でチェックリストを作成し、学修成果の点検・評価を行っている。

「主観的学修成果（到達度、満足度）」については、「学生は、主体的に学修している。」、「学生は、十分な学修時間を確保している。」、「学生は、自己の成長を実感している。」、「学生は、自己の学修成果に満足している。」の4つをチェック項目とし、授業評価（出席率、受講態度、予習復習時間、学習到達度、満足度に関する項目）、学生生活実態調査、学習行動調査、満足度調査をエビデンスとして点検評価することとしている。

「客観的学修成果到達度」については、「学生は、DP で想定している能力を身に付けている。」、「教員は、適切な成績評価を実施している。」の2つをチェック項目とし、カリキ

ユラムマップ（ナンバリング）に基づく DP 別 GPA の平均値と分布、学科別の学習到達度評価ツールの作成、国家試験合格率、成績評価（全体の秀、優、良、可、不可の分布）、学科別・学年別の留年率をエビデンスとして点検・評価することとしている。

教学マネジメント委員会は、アセスメントポリシーに基づきアセスメント報告書を作成する。その中で、学修成果の点検・評価結果をするとともに、結果に対するアクション（改善案）を明らかにする。一部は、担当部署が取り組むべきアクションとして「重点取組課題」を記載している。アセスメント報告書は、単なる点検・評価結果の報告にとどまらず、PDCA サイクルのアクションを示す役割を持っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 3-3-2】令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

学修成果の点検・評価については、教学マネジメント委員会が作成したアセスメント報告書は、大学評議会で報告された後、各教授会で周知される。重点取組課題に、アクション（改善案）のうち、優先順が高く、早急に改善の取り組みが必要なものが列挙されており、担当部署が改善に取り組んでいくこととなっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-3】大学評議会議事録（令和 2 年 9 月開催）

【資料 3-3-4】教授会議事録（令和 2 年 9 月開催）

**(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）**

三つのポリシーのアセスメントポリシーを令和元（2019）年度に策定し、運用を開始したばかりである。今後は、アセスメントポリシーに定める学修成果の点検・評価を継続し、PDCA サイクルを回していく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-5】「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 3-3-6】令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

**[基準 3 の自己評価]**

単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、周知も行っている。その運用も、厳正に適用しており問題ないと考えている。教育課程及び

教授方法については、カリキュラム・ポリシーは周知されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程の編成を行っている。教養教育や教授方法の改善は組織的に行っている。学修成果の点検・評価は、教学マネジメント委員会のアセスメントポリシーによるアセスメント報告書において適切に行っている。

以上のことから、基準3は満たしていると考えている。

#### **基準4. 教員・職員**

##### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### **(1) 4-1の自己判定**

基準項目4-1を満たしている。

###### **(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

本学では、学則第49条第2項及び運営組織規程第2条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する。」と規定しており、学長が最終意思決定者として、権限があることを明確にしている。その学長の下に、教務部長、学生部長、入試広報部長を置き、学部長等選考規程に基づき、大学・短大の専任の教授の中から選任している。教務部長は教務に関する校務を、学生部長は学生生活に関する校務を、入試広報部長は入試広報に関する校務を、それぞれ統括し、学長を補佐している。令和2（2020）年度は、教務部長・学生部長は大学から、入試広報部長は短大からそれぞれ指名されている。各部長は、学長と調整を図りつつ、担当する校務を遂行している。

また、学長の下に副学長を配置している。副学長は、運営組織規程において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。副学長は、「副学長選考規程」に基づき、学長が理事長と協議し、理事会に推薦した者から決定することとなっており、学長同様理事会の選任となっている。令和2（2020）年度現在、副学長は前出の入試広報部長を兼務しており、学長が教学マネジメント上のリーダーシップを発揮する上で重要な役割となっている。

短大の意思決定を迅速に行うため、最高審議機関として大学と合同の大学評議会を置いている。短大運営の重要事項は、大学評議会にて審議されている。大学評議会のメンバーは学長、大学副学長、短大副学長、研究科長、学部長、短大学科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長をメンバーとしており、議事は議長である学長のリードで進められる。審議した事項について、最終的に学長が意思決定している。また、決定された事項のうち、学則変更等理事会に諮ることとなっているものについては、理事会の審議事項として提出され、学長が理事会において説明している。

教授会は、大学評議会の審議事項の報告を受け、決定した事項を実施したり、学長の求めに応じて意見を述べる役割を果たしている。

以上のように、学長がリーダーシップを発揮できる、教学マネジメント体制となっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】 学則第 49 条

【資料 4-1-2】 運営組織規程

【資料 4-1-3】 学部長等選考規程

【資料 4-1-4】 副学長選考規程

【資料 4-1-5】 令和 2（2020）年度 4 月 大学評議会資料

【資料 4-1-6】 大学評議会規程【資料 1-2-1】と同じ

**4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

1) 教務部長、学生部長、入試広報部長

学長は、前述のとおり校務の全般的な決定者であり、最終意思決定者でもある。学長業務のうち、教務、学生生活、入試広報を分掌する者として、教務部長、学生部長、入試広報部長を選任している。

各部長は、所轄する委員会等の長となっており、担当の校務を統括している。委員会で審議した事項を、内容によって大学評議会や教授会の議題としたり、メーリングリストによる全教職員への伝達を行っている。

2) 副学長

学則第 49 条第 3 項及び運営組織規程第 3 条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定し、副学長を 1 人配置している。副学長は、入試広報部長、学長企画室委員、自己点検・評価委員会委員、FD・SD 委員会委員、危機管理委員会委員、情報システム委員会委員、教学マネジメント委員会委員、入試・広報委員会委員長及び不正防止推進室室長となっており、校務全体の把握に努めており、十分機能している。

3) 大学評議会と教授会

最高審議機関として大学評議会を設置し、学長が意思決定するにあたり、以下の事項を審議することとしている。

- (1) 中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関する事項
- (2) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (3) 規程等の制定又は改廃に関する事項
- (4) 学生確保に関する事項及び入学試験等に関する事項
- (5) 学生の生活支援等に関する重要事項
- (6) 教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項
- (7) 教員配置に関する事項
- (8) その他学長が認めた教育研究に関する事項

また、短大に教授会を設置している。教授会の役割は、学長が決定するにあたり意見を

述べる旨規定しており、その審議事項は、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績等の審査に関する事項及び学生の身分に関する事項等としており、その他学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとしている。

このように、大学評議会と教授会の役割を明確にしている。また、学校教育法第93条第2項第3号に規定される、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、前述の教授会の役割に示している中の、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績等の審査に関する事項及び学生の身分に関する事項となる。各教授会規程は、規程改正の際に教授会で周知が図られている。

#### 4) 教学マネジメント委員会

大学評議会の審議事項のうち、「教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項」を審議し、全学的な教学マネジメントを策定するため、教学マネジメント委員会を設置している。メンバーは、学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、大学各学部長、短大各学科長、研究科長、事務部長、専門的支援スタッフ、学生代表及び外部委員としており、専門的支援スタッフとして、教務課長が議事に参加している。学長が委員長となり、教育課程の編成方針、三つのポリシーやそのアセスメントポリシー等を審議している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-7】学則 第49条【資料 4-1-1】と同じ

【資料 4-1-8】大学評議会規程【資料 1-2-1】と同じ

【資料 4-1-9】教授会規程

【資料 4-1-10】令和3（2021）年度役職者一覧表

【資料 4-1-11】運営組織規程【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-12】令和3年度委員会構成一覧【資料 1-2-15】と同じ

【資料 4-1-13】教学マネジメント委員会規程

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行のため、事務職員を適切に配置することは、その機能性を高める上で重要である。

大学評議会は教学マネジメント上の最高機関でもあるが、大学評議会にメンバーとして事務部長が参画している。また、各課長がオブザーバーとして会議に同席し、必要に応じて議事の提案や発言を行っている。

事務部長は、教学マネジメント委員会にも委員として参加し、大学評議会同様の役割を果たしている。また、教学マネジメント委員会には、専門的支援スタッフとして教務課長も委員として加わっている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-14】教学マネジメント委員会規程【資料 4-1-13】と同じ

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントを機能させるための学長補佐体制は整っており、今後もこの体制の維持・向上に努めていく。

**4-2. 教員の配置・職能開発等**

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

学科の専任教員数は、教育目的達成のために展開している教育課程に応じて配置しているが、短大設置基準を満たす人数としては、食物栄養学科の教授数が1人不足している。これは、教授の退職による補充ができなかったためであり、教員公募等を行い、至急充足させる予定である。

教員の採用・昇任については、宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員採用手続きに関する規程に基づき実施している。各職階の要件については、教員選考基準規程に基づいた教員採用審査基準によって、適切に運用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-1】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1

【資料 4-2-2】教員採用手続きに関する規程

【資料 4-2-3】教員選考基準規程

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

FDについては、FD・SD委員会、教学マネジメント委員会及び各学科単位で組織的に行っている。

FD・SD委員会は、宇部フロンティア大学FD・SD委員会規程に基づき、「教員の授業内容及び方法の改善を図るため、および事務職員の業務の向上と改善を図るための組織的な研修及び研究を推進するため」の組織として活動している。学長、副学長及び事務部長を委員とし、毎年度のFD・SD研修会の企画立案をしている。

教学マネジメント委員会では、教学マネジメント委員会規程の審議事項に、「FD、SDに係る事項」を規定しており、教育改革上求められるFDの企画実施を行っている。令和元（2019）年度は、シラバスとティーチングポートフォリオに関するFD研修会を実施した。令和2（2020）年度はFD研修会のみ実施し、アクティブラーニングの事例発表やティーチングポートフォリオについて研修を行った。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-4】 FD・SD 委員会規程

【資料 4-2-5】 教学マネジメント委員会規程【資料 4-1-13】と同じ

【資料 4-2-6】 FD・SD 研修会次第【資料 3-2-13】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

短大設置基準を満たす教員数が 1 人不足しているため、教員公募等至急充足できる方策を実施する。

FD については、毎年 1 回は行っており全教員の出席を義務付けてはいるが、実際は困難である。また、年間の計画を明示していない点も改善する必要がある。したがって、今後は FD の年間計画を年度当初に示しつつ、複数回実施し、いずれかに必ず教員が出席できるような方法を検討する。

**4-3. 職員の研修**

**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

SD については、FD・SD 委員会を組織し、毎年 1 回 FD・SD 研修会を実施している。教員については、この研修会の管理運営的な内容の部分は、業務外の知見を得るということで SD の位置づけとしている。事務職員については、教員の FD に係る内容も業務外の知見を得るという目的のもと、SD としている。

また、香川学園が主催する学園の事務職員対象の SD 研修会に、事務職員が参加する。経験年数に応じ、ビジネスマナーや会計の知識を習得するような研修会が実施されている。その他、外部の研修会にも事務職員を派遣し、業務上の知見獲得をさせている。令和 2（2020）年度は、社労士を講師として労務関係の SD 研修会を実施した。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】 FD・SD 委員会規程【資料 4-2-4】と同じ

【資料 4-3-2】 SD 研修会次第【資料 3-2-13】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD についても FD と同様年間の計画が示されていない点は改善する必要がある。今後は、SD について年間の計画を策定し、周知していくことを検討する。

**4-4. 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

##### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、学術研究成果を地域に発信することを目的の一つとして、宇部フロンティア大学附属地域研究所を設置している。「宇部フロンティア大学附属地域研究所規程」を定め、学長指名の研究所長を 1 人配置している。さらに、附属地域研究所運営委員会を設置し、委員として研究所長、大学各学部・短大各学科 1 人ずつの専任教員を充てている。その業務のひとつに、「宇部フロンティア大学紀要・年報（以下、「紀要・年報」という。）の編集・出版に関すること」が掲げられており、掲載する論文・報告の募集や、発刊までの業務を担っている。この紀要・年報は、山口県大学共同リポジトリを利用した電子出版となっている。

また、人を対象とする医学系研究倫理審査委員会を設置しており、文部科学省の指針に基づいて、倫理審査を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-4-1】附属地域研究所規程

【資料 4-4-2】附属地域研究所運営委員会規程

【資料 4-4-3】人を対象とする医学系研究の実施に係る標準業務手順書

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）が制定され、本学においても、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」を定め、平成 27（2016）年 4 月 1 日より施行している。

この規程では、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、研究倫理教育責任者を学長指名とし、組織として研究活動の不正行為を防止する体制を整備した。研究倫理教育責任者は、各学科から 1 人ずつ指名され、年一回広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を行うことが義務づけられている。平成 29（2017）年度は、9 月 29 日に外部講師を招き、研修会を行った。平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までは、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを利用した研究倫理教育としている。

また、同規程には研究不正の告発窓口についても規定している。窓口は、香川学園事務局総務課となっている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-4-4】研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程

【資料 4-4-5】研究倫理教育及びコンプライアンス教育について

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動の物的支援としては、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における公的研究費等に係る間接経費の取扱規則」（平成 27(2015)年 4 月 1 日改正）を定め、毎年、科学研究費補助金の間接経費を利用して、管理部門や研究部門の物品整備を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

##### 【資料 4-4-6】公的研究費等に係る間接経費の取扱規則

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

人を対象とする医学系研究倫理審査委員会は、原則人医学系の研究を取り扱う委員会であるが、人を対象とする研究についても審査依頼があれば受けをしている。しかしながら、教員の認識不足もあり、倫理審査を行う研究題目は少数となっている。今後は、人を対象とする研究倫理審査について制度化を行い、教員が倫理審査を利用しやすい環境を整備する。

その他の研究支援については、概ね整備されていると考えており、今後も現状を維持していくとともに、情勢の変化に応じて適切に対応していく。

#### 【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントについては、学長をトップとし、最高審議機関である大学評議会や教学マネジメント委員会、学長企画室、教授会、各委員会の責任と役割を明確にしており、学長のリーダーシップは発揮されていると考えている。また、教学マネジメントの機能性も十分である。

短大設置基準の求める教員数は満たしており、採用・昇任については規程に基づき、厳正に運用がなされている。FD・SD 研修会を毎年行い、教育内容・方法の改善や管理運営能力の知見獲得する取組も行っている。

研究支援については、規程の整備や研究倫理教育も行っており、適切であると考えている。

以上のことから基準 4 を満たしていると考えている。

### 基準 5 経営・管理と財務

#### 5-1 経営の規律と誠実性

##### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人香川学園（以下、「本学園」という。）は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的として設立され、その目的を「学校法人香川学園寄附行為」（以下、寄附行為という。）第3条に規定している。また、学校法人香川学園就業規則第4章「服務規律」に本学園教職員の心得や遵守事項を定めている。

本学園の経営は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則り、定められた寄附行為及びその関連諸規程に基づいて行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-1】 学校法人香川学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人香川学園就業規則

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の管理運営は、私立学校法に基づき寄附行為及びその関連規程に基づいて行っている。また、寄附行為に基づき、理事会が業務決定機関、評議員会が諮問機関として規定され、理事の選任、出席状況、監事の選任、監事の兼職禁止、役員の設定員補充及び役員の職務など適切に運用している。

本学園は、令和2（2020）年3月に「学校法人香川学園中期計画」を策定した。あわせて中期財務計画と中期施設整備計画、所属校の年度計画も策定し、学園に設置している大学、大学院、短期大学、高校、中学及び幼稚園の明確なビジョンと教育活動の充実によって「選ばれる私学」となる具体的な取り組み及び堅実な財政運営と学園運営の改善を目的として計画した。対象期間は、令和2（2020）年4月から令和7（2025）年3月31日までの5年間としている。

本学園は、平成22（2010）年9月に「学校法人香川学園経営改善計画」（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）を策定、実施した。宇部フロンティア大学はそれを踏まえて「宇部フロンティア大学中期目標・計画（平成27（2015）年度～平成31（2019）年度）」を策定し、毎年度PDCAサイクルを経て、目標に到達できなかった部分に対し、翌年度への改善計画へ修正し盛り込んで継続的な改善計画を遂行した。また、「宇部フロンティア大学中期目標・計画（平成27（2015）年度～平成31（2019）年度）」に基づいた中期財務計画は、平成29（2017）年9月29日理事会で、5年間の学園の財務計画「財務中期計画（平成29（2017）年度～33（2021）年度）」が承認された。この財務計画は、3つの基本方針を定め、施設整備の計画及びその費用を算出して作成しており、本年度は最終年度となる。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-3】 学校法人香川学園中期計画

【資料 5-1-4】 財務中期計画（平成29（2017）年度～33（2021）年度）

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学園内における危機管理体制、環境保全、人権及び安全への配慮については、関連規程を整備するとともに、教職員にその重要性を周知するための活動を行っている。本学は衛

生委員会を設置し、労働環境等の改善を図っている。ハラスメント対応については「学校法人香川学園ハラスメント防止対策規程」その他関連諸規程に基づき、本学園内スタッフによる相談窓口を置き、教職員及び学生の申し入れに対し、誠実に対応している。学生については、別の窓口にて外部の公認心理師を雇用して学生相談室を週に2日開いている。また大学院附属臨床心理相談センターも利用することができるため、相談窓口としては十分な環境が整っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-5】 衛生委員会規程

【資料 5-1-6】 学校法人香川学園ハラスメント防止対策規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、今後も維持に努めていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人全体の管理運営は、寄附行為及びその関連規程に基づいて行っている。また、寄附行為によって、理事会が業務決定機関、評議員会が諮問機関として規定して適正に運用している。

令和2（2020）年度における法人の役員は理事6人、監事2人で構成され、理事のうち1人を理事長、1人を常務理事として選任している。

理事会の開催は、年間6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）を定例とし、必要に応じて臨時の理事会を開催している。定例は、2ヶ月に1回の割合で開催し、表に示す審議事項のほか学校法人の業務を決定している。

また、理事・監事ともに全員が出席できるように日程調整を綿密に行っており、監事については理事の出席状況及び発言内容、理事会の業務執行状況について詳細にわたり確認し、業務監査を行っている。

表 5-2-1 理事会の審議事項

1. 予算、借入金、学校債、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買付けに関する事項
2. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
3. 合併
4. 目的たる事業の成功の不能による解散

5. 残余財産の処分に関する事項
6. 寄附行為の変更
7. 収益事業に関する重要事項

評議員会は、年2回以上開催し、理事長からの諮問事項について審議している。令和2(2020)年度は評議員13人で構成している。

法人全体の管理運営は理事長を中心に行っている。理事会及び評議員会は寄附行為に基づいて定期的に開催している。また監事は理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に基づいて適切に業務を行っており、法人の管理運営体制は確立している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料5-2-1】学校法人香川学園寄附行為【資料5-1-1】と同じ

#### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会は、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制であり、理事構成としては外部理事2人を要しており、意思決定時においては多様な意見を取り入れられる体制となっており、また学内理事の人数は必要最小限にすることが機能的な面もあることから、今後もこの人数構成を継続する。

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

##### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学・短大の最高審議機関である「大学評議会」で決定した事項や報告された事項については、教授会で報告されている。また、大学評議会で決定した事項は、内容によって理事会の審議事項となる。さらに、理事会で決定した事項は、内容によって大学評議会が学長が報告している。

このように、法人及び短期大学の管理運営機関は意思疎通がなされており、円滑に意思決定が行われている。

#### 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会には、学長及び学園事務局参事が理事として加わっており、短期大学と事務部門の相互チェックを常に行っている。また理事会の決定事項は、内容によって教授会や事務連絡会議で報告されており、常に情報交換を行っている。

理事、監事及び評議員の選任に関しては寄附行為に基づき選任している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-1】 学校法人香川学園寄附行為【資料 5-1-1】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度からは、学校教育法の改正に伴う大学運営のための委員会を大幅に見直し、学長権限を明確にしている。今後も、意思決定の円滑化や相互チェックに努めていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29（2017）年度に中長期的な計画として理事会で「財務中期計画（平成 29（2017）年度～33（2021）年度）」が承認された。

本学の財務状況は、令和元（2019）・令和 2（2020）年度決算では、事業活動収入は 3 億 23 百万円・2 億 56 百万円、事業活動支出は 4 億 69 百万円・2 億 57 百万円となり、基本金組入前当年度収支差額は△1 億 45 百万円・△1 百万円の支出超過となった。

令和元（2019）年度は、収入は学生生徒等納付金、経常費等補助金、付随事業収入等により増加したが、支出は人件費及び管理経費が大幅に増加し、特に管理経費は旧学生寮の解体に 87 百万円の支出となった。また、旧学生寮跡地の売却により特別収支の資産処分差額により基本金組入前当年度収支差額が前年度比で大幅な支出超過となった。

令和 2（2020）年度は、学生数等の減少により収入は前年度に比べ減少した。支出は奨学金費が増加したが、人件費や管理経費が大幅に減少したことにより前年度に比べ減少となった。

表 5-4-1 宇部フロンティア大学短期大学部における学生生徒等納付金  
および収支差額の推移

（単位：百万円）

	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
学生生徒等納付金	186	178
事業活動収入	323	256
事業活動支出	469	257
基本金組入前当年度収支差額	△145	△1
当年度収支差額	△148	△19

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】財務中期計画（平成 29（2017）年度～33（2021）年度）

**5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

中長期的な財務計画では、令和 2（2020）年度以降は、収支のバランスは確保できる見通しであったが、予測した学生数より減少しているため、事業活動収入は減少している。財務計画を見直し、より一層の経費削減や人件費の削減を検討する。

教育研究目的の達成のためには、収入と支出のバランスが保たれていることが前提となるが、収入が減少しているため、教育研究活動のための十分な費用が確保できていない。このため支出については、毎年度経費削減を努めて支出の削減を行っている。教育研究経費比率は、令和元（2019）年は 27.5%、令和 2（2020）年は 34.2%であり、管理経費比率は、令和元（2019）年は 36.2%、令和 2（2020）年は 9.4%であった。

教育研究を充実させるための外部資金の導入として、令和元（2019）年は科学研究費 26 万円、受託事業収入 18 百万円、令和 2（2020）年は、科学研究費 585 千円、受託事業費 21 百万円であった。

以上のような財務状況であるが、収入の減少に伴い支出の抑制にも努めており、中長期的には安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を見込んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-2】エビデンス集（データ編）事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務中期計画を策定したが、広報計画、人事計画は具体的な方策を検討中である。また、施設は令和元（2019）年度に大学のキャンパスに校舎を移設したことから当面は保守点検が主となる。実験・実習室の一部の設備は校舎移設の際に旧のまま移設したことから今後、設備更新が必要となる。設備計画を財務計画に反映させていく。

**5-5 会計**

《5-5 の視点》

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

**5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-5-① 会計処理の適正な実施**

本学園の会計処理については、学校法人会計基準及び学園の会計規程「学校法人香川学園経理規程」に基づき適正に会計処理を行っている。また、会計処理の解釈に不明確な点は、監査法人の公認会計士の助言を得て処理している。

本学の予算執行については、大学評議会及び教授会においては理事会で承認された予算を報告し、各部署では設定された予算で管理を行っている。経費の支出は、支出伝票により関係部署の承認を得て学園事務局に提出する。支出伝票には必ず予算残高を記入し、予算を超過しないよう管理している。学園事務局では会計責任者（学園事務局長）の決裁を得た後、学園事務局経理課が出納を行う。

予算管理については、当年度予算額に対しては、会計システムから資金収支月計表（前年同月比）をもとに大きく変動している予算科目がないか確認している。また、資金収支月計表（前年同月比）及び月次試算表は、毎月会計責任者（学園事務局長）・理事長に報告している。

なお、予算と著しく乖離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているが、全ての科目を補正予算とはしていない。

資産の取得は、「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき原議書による決裁と相見積をとり、理事長決裁を得て行っている。

会計に関する規程は、「学校法人香川学園経理規程」、「学校法人香川学園資産運用管理規程」、「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」及び「学校法人香川学園書類閲覧規程」が整備されており、規程に則り、適切な会計処理を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 学校法人香川学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程

【資料 5-5-3】 学校法人香川学園資産運用管理規程

【資料 5-5-4】 学校法人香川学園書類閲覧規程

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、公認会計士による監査は、監査法人により実施している。会計監査は、令和2（2020）年度は、定期的な監査を3回、実地調査1回を含め年間4回実施し、その都度、会計責任者（学園事務局長）との面談の機会を設けている。

また、学園の監事による監査は年1回実施している。監事は2人体制で監査し、定例の理事会にも2人の監事が出席し意見を述べている。監事と公認会計士の連携については、毎年度の5月に監事監査時に公認会計士が同席し、公認会計士から監事に対して当該年度の監査状況について詳細に報告している。

#### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

監査法人による監査及び監事による監査は適切に実施している。公認会計士、監事との監査体制を維持し、会計を処理しており、今後もこの監査体制を維持していく。

予算の管理については、支出伝票には必ず予算残高を記入し、予算を超過しないよう管理している。また、予算要求と予算執行額との間に乖離が生じることもあるが、概ね予算額で執行している。なお、各学科の実験実習費他の予算編成のための算出金額は、経理課で算出した金額を超えないで予算編成するように変更している。また、各所属だけでなく、事務部門も超過予算請求になっていないか予算計上時のヒアリングを実施していたが、今

年度は新型コロナウイルス感染症対策により実施しなかった。

### **【基準 5 の自己評価】**

本学の業務遂行及び経営管理は、各規程を整備し誠実に行っている。使命・目的の達成に向けて、意思決定が迅速に行える体制も整備しており、機能的である。また、意思決定の円滑化、多様性の確保、相互チェックも行っている。

令和 2 (2020) 年度の計算書類、財産目録等は、学校法人会計基準及び「学校法人香川学園経理規程」等に基づき、法人の経営状況及び財務状態を適正に表示しており、監事及び公認会計士の監査において、違法・不正な処理の指摘はなく、会計処理は適切に行っている。中期財務計画を策定したが、財務運営の確立のための方策は具体的に決定していない。安定した財政基盤は確立していないことから、広報計画による学生確保、人事計画による人件費の検討、予算削減のための管理経費等支出の削減策の検討を行っていく。

以上のことから、基準 5 を満たしていると考えている。

## **基準 6. 内部質保証**

### **6-1. 内部質保証の組織体制**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

##### **(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

##### **(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学では、学則第 2 条に以下のとおり規定している。

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

令和 2 (2020) 年 3 月の大学評議会において、大学評議会規程を改正し、大学評議会の機能に「全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証を推進する」を追加した。これにより、内部質保証の責任体制を明確化した。

また、同日の大学評議会において、大学及び短大の内部質保証方針を審議決定した。この方針において、「内部質保証の考え方」、「内部質保証の組織及び役割」及び「内部質保証の手続き」について定めている。内部質保証のための組織として、大学評議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会及び各学部学科その他の組織を掲げ、各組織の役割を明確化した。

この中で、自己点検・評価委員会は、自己点検評価書を作成する役割があり、内部質保証において特に重要な役割を果たす組織である。自己点検・評価委員会は、大学及び短大の合同委員会となっており、学長、副学長、大学各学部長、研究科長、各学科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長、総務課長及び学園事務局長が委員となり、次の

事項を審議している。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準、実施方策等の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施、結果の取りまとめ及び公表に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果を活用した各種事業の改善に関すること。
- (4) 認証評価に関すること。
- (5) 中期目標・計画、事業計画の立案とそれに伴う評価に関すること。
- (6) その他、自己点検・評価に関する必要な事項に関すること。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】宇部フロンティア大学短期大学部 学則第 2 条

【資料 6-1-2】大学評議会規程【資料 1-2-1】と同じ

【資料 6-1-3】内部質保証方針（大学・短大）

【資料 6-1-4】自己点検・評価に関する規程

#### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証方針を定め、内部質保証のための組織体制を明確化した。今後は、この体制のもと、適切に内部質保証を行っていく。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

##### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会で行っている。その結果を、自己点検評価書にまとめている。作成の際は、対象年度のエビデンス集（データ編）を作成している。

各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会より、まず大学評議会に報告され、各教授会を経て、全学教職員に周知される。また、理事会の承認も得ることとしている。その後、ホームページに公表している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】宇部フロンティア大学短期大学部 学則第 2 条【資料 6-1-1】と同じ

【資料 6-2-2】ホームページ 自己点検・評価報告

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学マネジメント委員会が、審議を行うための情報提供を行うことを目的に、同委員

会の下部組織としてIR部門を設置している。IR部門は、教学に関する各種調査の実施、データの収集、集計及び分析を主な業務とし、アセスメントポリシーに基づいたデータ収集や報告書の作成を行っている。令和元（2019）年度は、教学マネジメント委員会が定めた三つのポリシーのアセスメントポリシーに基づき、データを収集・分析・検証した結果をアセスメント報告書にまとめ、教学マネジメント委員会及び大学評議会に報告した。

以上のように、内部質保証のため IR 部門が調査・データの収集と分析を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-3】 教学マネジメント委員会規程【資料 4-1-13】と同じ

【資料 6-2-4】 「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 6-2-5】 令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、自己点検評価書にまとめている。今後は、IR部門のアセスメント報告書の内容を、自己点検評価書の作成に活用する。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和元（2019）年 8 月の大学評議会において、三つのポリシーのアセスメントポリシーを審議・決定した。このアセスメントポリシーは、三つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、『3つのポリシー』を検証する視点、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取り組み課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによって PDCA サイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。

このアセスメントポリシーを基に、教学マネジメント委員会でアセスメント報告書を作成し、実際のアセスメントを行っている。このアセスメント報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）【資料 1-1-6】と同じ

【資料 6-3-2】令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書【資料 1-1-7】と同じ

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーのアセスメントポリシーとそれに基づくアセスメント報告書は、令和元（2019）年から始めた取り組みである。今後は、PDCA サイクルの機能性の向上を図る。

### 【基準 6 の自己評価】

内部質保証の方針を定め、内部質保証のための組織・役割を明確にしており、責任体制は確立されている。内部質保証のための組織は、大学評議会や教学マネジメント委員会等を充てており、恒常的な組織体制である。

内部質保証のため、自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、その結果は自己点検評価書にまとめ、全教職員に配布している。教学マネジメント委員会の下部組織として IR 部門を設置し、調査やデータ収集・分析を行っている。

アセスメントポリシーを策定し、それに基づくアセスメント報告を行っており、内部質保証のための PDCA サイクルは確立している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると判断している。

#### Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献

##### A-1. 短大が持っている物的・人的資源の社会への還元

##### A-1-① 地域との連携

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1) 高大連携

高大連携の趣旨は、本学の教育・研究に触れる機会を提供することにより、高校生の学習意欲の向上や将来のキャリアデザインに貢献することである。具体的には、平成 28（2016）年度に、近隣の山口県立宇部西高等学校との間に高大連携協定を結んだ。連携内容は、高校生が本学で開講している教養教育科目の授業を受講し合格すれば、高校は単位互換を行い卒業単位として認定するものである。一方、本学は、単位取得した高校生が卒業後本学に入学すれば、既修得単位として本学の卒業単位として認定するものである。開講科目は、1 年前期の本学の教養教育科目「食生活と健康」「情報機器の操作」、後期の「子どもの成長と発達」「生活と情報」の計 4 科目としている。

###### 2) ふれあい食講座

食物栄養学科では、授業で培った学生の栄養指導力を地域の食育に役立てることを目的に、毎年「ふれあい食講座」を開講している。本学が所在する藤山地区の高齢者を対象に募集を行い、講座の中で食事の提供と健康についての提案を行っている。教員の指導のもと、学生が栄養バランスのとれた食事のレシピを考案し、試作を重ねながら、実際に調理したものを参加者にふるまう。食事や健康に関する提案の説明を学生が行い、地域の高齢者の食育の場としている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルスの関係で例年と時期や方法を変更して実施となった。

###### 3) 企業・自治体との連携による商品開発

食物栄養学科では、企業・自治体との連携による商品開発を行っている。

周南市との官学連携による地産地消促進事業に、平成 26（2014）年度から取り組んでいる。周南市が産地化を目指しているトマトを用いた商品開発を行い、令和元（2019）年度には「しゅうなん豚トマバーガー」を開発し、実際の販売に結び付けている。令和 2（2020）年度は、別の商品開発に着手したものの試作品の開発及び試食評価をするに留まった。

株式会社丸久と商品開発の協定を、平成 25（2013）年度に締結している。消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発を目的としている。令和元（2019）年度は、栄養バランスに加え野菜量、食塩相当量に配慮した「おいしさ満載うべ短弁当」を学生と共同開発・商品化して、山口県内の丸久・アルク各店で販売した。令和 2（2020）年度は、「野菜を多くとれる！」「メインしっかり！」をコンセプトにして、栄養バランスを考えた「たっつつぷり野菜が摂れるっちゃ！春の先取りうべたん弁当」を販売した。

**(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）**

現在行っている地域との連携を、今後もできるだけ継続し、本学の使命・目的である地域貢献を果たしていく。

**【エビデンス集（資料編）】**

【資料 A-1-1】 高大連携協定

【資料 A-1-2】 ふれあい食講座報告書

【資料 A-1-3】 ホームページ 協働事業

**【基準 A の自己評価】**

高大連携の取組により、地域の高校生に対して短大の授業科目を受講する機会を提供している。高校生にとって、高等教育の授業に触れることは、高校の授業と異なる体験であり、高校生の将来形成の諸活動をより豊かにするものと考えている。

地域の高齢者を対象に食講座を毎年開講しており、企業・自治体と連携した商品開発を行っている。

以上のことから、基準 A「社会貢献」を満たしていると考えている。

## V. 特記事項

### 1. キャリア支援センター及び就職課による支援

学生の就職・進学支援については、キャリア支援センターを設置し行っている。キャリア支援センターには、国家資格であるキャリアコンサルタント有資格者の専任職員2人が常駐し、専門的な立場から、就職・進学指導を行っている。

キャリア支援センターには、企業等の求人票や全国各大学や短期大学専攻科、専門学校等から届いた編入学案内書や入学案内書類を配架し、学生が自由に見ることができるようにしている。進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索性パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

また、就職委員会において、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	-	該当なし。	3-1
第 90 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 25 条に入学の資格について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・該当なし。	2-1
第 92 条	○	○第 1 項から第 2 項に係る事項 ・学則第 49 条第 1 項に、職員組織を規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学則第 49 条第 2 項に、学長の職務について規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・学則第 49 条第 3 項に、副学長の職務について規定している。 ○第 5 項に係る事項 ・該当なし ○第 6 項から第 10 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程の第 2 条に教員の職務について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 51 条に、教授会を置く旨規定している。 ○第 2 項及び第 3 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程の第 3 条に、教授会の審議事項を規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程の第 2 条に、准教授その他の職員を加えることができる旨規定している。	4-1
第 104 条	○	○第 1 項から第 4 項に係る事項 ・該当なし。 ○第 5 項に係る事項 ・学則第 20 条に、学位の授与について規定している。 ○第 6 項から第 8 項に係る事項 ・該当なし。	3-1
第 105 条	-	該当なし。	3-1
第 108 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 1 条に、目的及び使命を規定している。 ○第 2 項に係る事項	1-1 1-2 2-1 3-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第4条に、修業年限について規定している。</li> <li>○第3項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の名称を「宇部フロンティア大学短期大学部」としている。</li> </ul> </li> <li>○第4項及び第5項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul> </li> <li>○第6項及び第7項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第3条に、本学に置く学科について規定している。</li> </ul> </li> <li>○第8項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul> </li> <li>○第9項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の卒業生は、他の大学に編入学している。</li> </ul> </li> <li>○第10項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学には大学院は置いていない。</li> </ul> </li> </ul>	
第109条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第2条に、自己点検評価について規定している。</li> </ul> </li> <li>○第2項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に認証評価を受審している。</li> </ul> </li> <li>○第3項から第5項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul> </li> <li>○第6項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検評価を行い、教育水準の向上に努めている。</li> </ul> </li> <li>○第7項に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul> </li> </ul>	6-2
第113条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにおいて、教育活動の状況を公表している。</li> </ul>	3-2
第114条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人香川学園事務組織規程の第14条から第19条に、事務分掌を規定している。</li> </ul>	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1項第1号に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第4条に、修業年限について規定している。</li> <li>・学則第21条に、学年について規定している。</li> <li>・学則第22条に、学期について規定している。</li> <li>・学則第23条に、休業日について規定している。</li> </ul> </li> <li>○第1項第2号に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条に、本学が擁する学科を規定している。</li> </ul> </li> <li>○第1項第3号に係る事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則の第3章に、教育課程について規定している。</li> </ul> </li> </ul>	3-1 3-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第 22 条第 2 項に、授業期間について規定している。</li> <li>○第 1 項第 4 号に係る事項</li> <li>・学則の第 6 章に、学修の評価及び課程修了の認定について規定している。</li> <li>○第 1 項第 5 号に係る事項</li> <li>・学則第 3 条に、収容定員を規定している。</li> <li>・学則の第 15 章に、職員組織について規定している。</li> <li>○第 1 項第 6 号に係る事項</li> <li>・学則の第 8 章に、入学等について規定している。</li> <li>○第 1 項第 7 号に係る事項</li> <li>・学則の第 9 章に、校納金について規定している。</li> <li>○第 1 項第 8 号に係る事項</li> <li>・学則の第 14 章に、賞罰について規定している。</li> <li>○第 1 項第 9 号に係る事項</li> <li>・学則第 55 条に、学寮について規定している。</li> <li>○第 2 項及び第 3 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	
第 24 条	-	該当なし。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	・学生懲戒委員会規程において、処分の手続きについて規定している。	4-1
第 28 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項第各号に係る事項</li> <li>・内容に応じて、事務室、学園事務局、保健室及び倉庫に備えている。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・香川学園文書処理規程に、文書の保存期間について定めている。</li> <li>○第 3 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	3-2
第 143 条	-	該当なし。	4-1
第 146 条	-	該当なし。	3-1
第 150 条	○	・学則第 25 条に、入学の資格について規定している。	2-1
第 162 条	-	該当なし。	2-1
第 163 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・学則第 22 条に、各学期の期間について規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・該当なし</li> </ul>	3-2
第 163 条の 2	○	・学則第 42 条に、科目等履修生について規定し、成績証明書を発行している。	3-1
第 164 条	-	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	○第 1 項各号に係る事項	1-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学は、各学科の三つのポリシーを定めている。</li> <li>○第2項に係る事項</li> <li>・本学では、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるために定めていることを規定しており、一貫性は保たれている。</li> </ul>	2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本高等評価教育機構の定める項目に沿って、自己点検評価報告書を作成している。</li> <li>・自己点検評価報告書は、自己点検・評価委員会で策定している。</li> </ul>	6-2
第172条の2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1項各号、第4項及び第5項に係る事項</li> <li>・ホームページで情報公表している。</li> <li>○第2項及び第3項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業判定において、卒業可となった者に卒業証書を授与している。</li> </ul>	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の状態は、設置基準を上回っている。</li> </ul>	6-2 6-3
第2条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第1条に目的・使命を定めている。</li> </ul>	1-1 1-2
第2条の2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者の選抜は、入試・広報委員会で適切に行っている。</li> </ul>	2-1
第2条の3	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会の委員に、教員及び事務職員両方が委員として参画し、協働している。</li> </ul>	2-2
第3条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1項に係る事項</li> <li>・学則第3条第1項に、組織する学部を規定している。</li> <li>○第2項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	1-2
第3条の2	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし。</li> </ul>	3-2
第4条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1項に係る事項</li> <li>・学則第3条に学生定員について規定している。</li> <li>○第2項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> <li>○第3項に係る事項</li> <li>・学生定員は本学の諸条件を総合的に判断して定めている。</li> <li>○第4項に係る事項</li> <li>・本学は、各入試方法に募集人数を設ける等をして、在学生数を</li> </ul>	2-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		適正に管理している。	
第5条	○	○第1項に係る事項 ・学則別表1-1、1-2及び1-3に本学で開講している学科の授業科目を規定しており、体系的な教育課程となっている。 ○第2項に係る事項 ・教育課程には、教養科目と各学科の専門科目を配置するとともに、使命・目的の下にカリキュラム・ポリシーに基づく授業展開を行うことで、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している。	1-2 3-2
第6条	○	・学則第6条に、教育課程の編成方法について規定している。	3-2
第7条	○	○第1項から第3項に係る事項 ・学則第8条に単位の算定基準について規定している。	3-1
第8条	○	・学則第22条第2項に、1年間の授業期間について規定している。	3-2
第9条	○	・本学は Semester 制であり、各学期の授業期間は15週である。	3-2
第10条	○	・授業科目によっては2クラス開講としており、授業を行う学生数を適切な人数としている。	2-5
第11条	○	○第1項から第4項に係る事項 ・学則第6条第2項及び第3項に、授業の方法について規定している。	2-2 3-2
第11条の2	○	○第1項に係る事項 ・学年暦・シラバスを4月のオリエンテーション時に学生に明示している。 ○第2項に係る事項 ・成績評価基準は、キャンパスライフガイドブック・シラバス等に明示しており、適切に運用している。	3-1
第11条の3	○	・毎年、FD・SD研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第12条	-	該当なし。	3-2
第13条	○	・学則第18条に、単位の授与について規定している。	3-1
第13条の2	○	・履修登録単位数の上限の規定に向けて、検討を続けている。	3-2
第14条	○	○第1項に係る事項 ・学則第10条第1項及び第2項に、他の短期大学等における授業科目の履修及び修得できる単位数について規定している。 ○第2項に係る事項 ・学則第10条第3項及び第4項に、外国の短期大学等における授業科目の履修及び修得できる単位数について規定している。	3-1
第15条	○	・学則第11条に、短大等以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第16条	○	○第1項、第2項及び第4項に係る事項	3-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第 12 条に入学前の既修得単位について規定している。</li> <li>○第 3 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	
第 16 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 17 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に係る事項</li> <li>・学則第 42 条及び科目等履修生に関する規程において、科目等履修生について規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	3-1 3-2
第 18 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則第 9 条に、卒業要件について規定している。</li> </ul>	3-1
第 19 条	-	該当なし。	3-1
第 20 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・教員数については、設置基準を満たしている。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・運営組織規程に、役割分担や責任の所在について規定している。</li> <li>○第 3 項に係る事項</li> <li>・ホームページに年齢別教員数を公表しているが、特定の年代の偏りはないと考えている。</li> <li>○第 4 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	3-2 4-2
第 20 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・主要科目は、教授・准教授が担当している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・助手が配置されている学科では、助手が実験・実習を補助している。</li> </ul>	3-2 4-2
第 21 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 21 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・香川学園就業規則第 47 条第 1 項第 5 号に、職務専念義務を規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・教員勤務・服務規程第 2 条に、教員は教育と研究に従事する旨規定している。</li> <li>○第 3 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	3-2 4-2
第 22 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教員数は、規定された人数以上である。</li> </ul>	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長選考規程第 2 条に、「学長は、本学の建学の精神を体し、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者でな</li> </ul>	4-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		なければならない。」と規定している。	
第 23 条	○	・教員選考基準規程第 2 条に、教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第 24 条	○	・教員選考基準規程第 3 条に、准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第 25 条	○	・教員選考基準規程第 4 条に、講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	・教員選考基準規程第 5 条に、助教の資格について規定している。	3-2 4-2
第 26 条	○	・教員選考基準規程第 6 条に、助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第 27 条	○	○第 1 項に係る事項 ・校地は教育にふさわしい環境であり、空地も有している。 ○第 2 項から第 3 項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第 27 条の 2	○	○第 1 項に係る事項 ・校舎の隣に運動場を設けている。 ○第 2 項及び第 3 項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第 28 条	○	○第一項に係る事項 ・学長室、会議室、事務室は A 棟に備えている。 ・教室は B 棟及び E 棟に、研究室は A 棟及び E 棟に備えている。 ・図書館、保健室は A 棟に備えている。 ○第 2 項に係る事項 ・教室は、必要な種類と数を備えている。 ○第 3 項に係る事項 ・研究室は、専任教員全員分備えている。 ○第 4 項に係る事項 ・コンピュータ演習室を 2 部屋備えている。 ○第 5 項に係る事項 ・体育館を備えている。 ○第 6 項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第 29 条	○	・図書館は必要な図書を備え、適切に運営されている。	2-5
第 30 条	○	○第 1 項に係る事項 ・校地面積は基準を満たしている。 ○第 2 項及び第 3 項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第 31 条	○	・校舎の面積は、基準を満たしている。	2-5

宇部フロンティア大学短期大学部

第 32 条	-	該当なし。	2-5
第 33 条	○	・教育研究用機器備品管理台帳に記載されている通りである。	2-5
第 33 条の 2	-	該当なし。	2-5
第 33 条の 3	○	・毎年度の予算で、必要な経費を確保し、教育環境を整備している。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	・本学及び本学の各学科の名称は、適切と考えている。	1-1
第 34 条	○	・学校法人香川学園事務組織規程第 4 条に、事務組織について規定している。	4-1 4-3
第 35 条	○	・学生生活委員会を組織し、学生の厚生補導を行っている。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	・教育課程に授業科目「キャリアデザイン」を開講している。 ・就職委員会を組織し、就職課と連携して業務を遂行している。	2-3
第 35 条の 3	○	・FD・SD 委員会を組織し、研修会を実施している。	4-3
第 36 条	-	該当なし。	3-2
第 37 条	-	該当なし。	3-1
第 38 条	-	該当なし。	3-1
第 39 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 40 条	-	該当なし。	2-5
第 41 条	-	該当なし。	2-5
第 42 条	-	該当なし。	2-5
第 50 条	-	該当なし。	1-2
第 52 条	-	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	・学則第 20 条に、学位の授与について規定している。	3-1
第 10 条	○	・本学の学位規程第 2 条に、専攻分野の名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	-	該当なし。	3-1
第 13 条	○	・学位記程を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	・中期的な財務計画や教育質向上の計画を行い、情報の公表も行っている。	5-1

宇部フロンティア大学短期大学部

第 26 条の 2	○	・貸借対照表の注記に関連当事者がある場合は、記載している。	5-1
第 33 条の 2	○	・寄附行為は事務室に備えているとともに、ホームページで公表している。	5-1
第 35 条	○	○第 1 項に係る事項 ・寄附行為第 6 条第 1 項に、理事・監事の人数を適切に規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・寄附行為第 6 条第 2 項に、理事長の選任について規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	・学校法人と役員の関係は、委任の規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	○第 1 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 1 項に、理事会を置く旨規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 2 項に、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 3 項に、理事会の招集について規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 4 項に、理事会の議長について規定している。 ○第 5 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 5 項に、理事会の成立及び議決要件を規定している。 ○第 6 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 6 項に、可否同数の時の議決について規定している。 ○第 7 項に係る事項 ・寄附行為第 18 条第 7 項に、特別の利害を有する理事が議決に加わることができない旨規定している。	5-2
第 37 条	○	○第 1 項に係る事項 ・寄附行為第 13 条に、理事長の職務について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・寄附行為第 16 条に、理事長業務の代理・代行について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・寄附行為第 17 条第 1 項に、監事の職務について規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・寄附行為第 17 条第 2 項に、監事が理事会又は評議員会を招集できる旨規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	○第 1 項及び第 2 項に係る事項	5-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為第 7 条第 1 項に、理事の資格を規定している。</li> <li>○ 第 3 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 7 条第 2 項に、理事の失職について規定している。</li> <li>○ 第 4 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 8 条第 1 項に、監事の選任について規定している。</li> <li>○ 第 5 項に係る事項</li> <li>・ 理事・監事には、本学の役員または職員以外の者が含まれている。</li> <li>○ 第 6 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 10 条第 2 項に、役員の再任について規定している。</li> <li>○ 第 7 項に係る事項</li> <li>・ 役員には、その配偶者または三親等以内の親族は含まれていない。</li> <li>○ 第 8 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 12 条第 1 項各号において、役員の解任の要件を規定している。</li> </ul>	
第 39 条	○	・ 寄附行為第 9 条に、監事の兼職の禁止を規定している。	5-2
第 40 条	○	・ 寄附行為第 11 条に、役員の補充について規定している。	5-2
第 41 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 1 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 1 項に、評議員会を置く旨規定している。</li> <li>○ 第 2 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 2 項に、評議員の人数について規定している。</li> <li>○ 第 3 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 3 項に、評議員会の招集について規定している。</li> <li>○ 第 4 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 6 項に、評議員会の議長について規定している。</li> <li>○ 第 5 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 5 項に、評議員会招集の請求があった場合について規定している。</li> <li>○ 第 6 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 7 項に、評議員会の成立・議決について規定している。</li> <li>○ 第 7 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 9 項に、可否同数の議決について規定している。</li> <li>○ 第 8 項に係る事項</li> <li>・ 寄附行為第 21 条第 10 項に、議長は議決に加わることができない旨規定している。</li> <li>○ 第 9 項に係る事項</li> </ul>	5-3

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> <li>○第 10 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 21 条第 11 項に、特別の利害を有する評議員が議決に加わることができない旨規定している。</li> </ul>	
第 42 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項各号に係る事項</li> <li>・寄附行為第 22 条に、評議員会に意見を聴く事項を規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・該当なし。</li> </ul>	5-3
第 43 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為第 23 条に、評議員会の意見具申等について規定している。</li> </ul>	5-3
第 44 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項各号に係る事項</li> <li>・寄附行為第 25 条第 1 項各号に、評議員の選任について規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 25 条第 3 項に、職員でなくなった時に評議員でなくなる旨規定している。</li> </ul>	5-3
第 44 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為第 41 条及び第 42 条に、賠償責任について規定している。</li> </ul>	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為第 41 条及び第 42 条に、賠償責任について規定している。</li> </ul>	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為第 41 条及び第 42 条に、賠償責任について規定している。</li> </ul>	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償責任及び保険契約については、一般社団・財団法人法を読み替え適切に対応している。</li> </ul>	5-2 5-3
第 45 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 47 条第 1 項に、文部科学大臣の認可を受けなければならない旨規定している。</li> <li>○第 2 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 47 条第 2 項に、文部科学大臣に届出なければならない旨規定している。</li> </ul>	5-1
第 45 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項及び第 2 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 36 条に、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を策定する旨規定している。</li> <li>○第 3 項に係る事項</li> <li>・中期計画は、認証評価の結果を反映させて策定している。</li> </ul>	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為第 37 条第 2 項に、決算及び事業の実績を評議員会に報告する旨規定している。</li> </ul>	5-3
第 47 条	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 1 項に係る事項</li> <li>・寄附行為第 38 条第 1 項に、財産目録等を作成する旨規定してい</li> </ul>	5-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		る。 ○第2項に係る事項 ・ 寄附行為第38条第2項に、監査報告書等を閲覧に供する旨規定している。 ○第3項に係る事項 ・ 寄附行為第38条第3項に、役員名簿を閲覧に供する旨規定している。	
第48条	○	○第1項及び第2項に係る事項 ・ 役員報酬基準規程を定め、基準に基づき支給している。	5-2 5-3
第49条	○	・ 寄附行為第35条に、会計年度について規定している。	5-1
第63条の2	○	○第1項各号に係る事項 ・ 寄附行為第39条各号に情報の公表について規定している。	5-1

短期大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	-	該当なし。	6-2 6-3
第2条	-	該当なし。	3-2
第3条	-	該当なし。	2-2 3-2
第4条	-	該当なし。	3-2
第5条	-	該当なし。	3-1
第6条	-	該当なし。	3-1
第7条	-	該当なし。	3-1
第9条	-	該当なし。	3-2 4-2
第10条	-	該当なし。	2-5
第11条	-	該当なし。	2-5
第12条	-	該当なし。	2-2 3-2
第13条	-	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

**VII. エビデンス集一覧**

**エビデンス集（データ編）一覧**

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

宇部フロンティア大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人香川学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2022 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	宇部フロンティア大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度入学者募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	キャンパスライフガイドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2021 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2020 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人香川学園規程集 ・宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人香川学園理事・評議員名簿 ・2020 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類 ・監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・キャンパスライフガイドブック 5 頁～35 頁 ・シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・キャンパスライフガイドブック	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

宇部フロンティア大学短期大学部

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条	
【資料 1-1-2】	キャンパスライフガイドブック 教育理念と教育目的	
【資料 1-1-3】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-1-4】	キャンパスライフガイドブック 教育理念と教育目的	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-1-5】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-1-6】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	
【資料 1-1-7】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学評議会規程	
【資料 1-2-2】	令和2（2020）年度事業報告書	
【資料 1-2-3】	令和3（2021）年度前期オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-2-4】	卒業式要覧	
【資料 1-2-5】	入学式要覧	
【資料 1-2-6】	キャンパスライフガイドブック 建学の精神	
【資料 1-2-7】	ホームページ 学長メッセージ	
【資料 1-2-8】	大学案内 2022年版	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-9】	中期計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）	
【資料 1-2-10】	キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー	
【資料 1-2-11】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-12】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-13】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-14】	宇部フロンティア大学短期大学部組織図	
【資料 1-2-15】	令和3（2021）年度委員会構成一覧	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ホームページ 3つのポリシー	
【資料 2-1-2】	キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-1-3】	2022年度入学者募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	広報フロンティア	
【資料 2-1-5】	大学案内 2022年版	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-6】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-1-7】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-1-8】	入試・広報委員会規程	
【資料 2-1-9】	2022年度入学者募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-1-11】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 2-1-12】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2	
【資料 2-1-13】	学則変更の趣旨等を記載した書類	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 3（2021）年度委員会構成一覧	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-2-2】	障害学生支援規程	
【資料 2-2-3】	2021 年度オフィスアワー実施時間	
【資料 2-2-4】	栄養士実力試験受験対策日程	
【資料 2-2-5】	「3 つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020 年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-2-6】	令和元（2019）年度「3 つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 3（2021）年度委員会構成一覧	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-3-2】	「キャリアデザイン」シラバス	
【資料 2-3-3】	キャンパスライフガイドブック 進路	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生相談室規程	
【資料 2-4-2】	キャンパスライフガイドブック 学生相談室	
【資料 2-4-3】	学校法人香川学園事務組織規程	
【資料 2-4-4】	奨学金規程	
【資料 2-4-5】	奨学金規程施行細則	
【資料 2-4-6】	学生会会則	
【資料 2-4-7】	学生総会資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校舎配置図	
【資料 2-5-2】	校舎案内図	
【資料 2-5-3】	学校法人香川学園事務組織規程	【資料 2-4-3】と同じ
【資料 2-5-4】	清掃作業委託請負契約書	
【資料 2-5-5】	一般廃棄物処理契約書	
【資料 2-5-6】	業務委託契約（D 棟エレベータ）	
【資料 2-5-7】	昇降機保全契約書（A 棟 B 棟エレベータ）	
【資料 2-5-8】	自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書	
【資料 2-5-9】	消防用設備点検契約書	
【資料 2-5-10】	警備契約書	
【資料 2-5-11】	機械警備契約	
【資料 2-5-12】	ホームページ 校舎の耐震化率について	
【資料 2-5-13】	附属図書館利用案内	
【資料 2-5-14】	コンピュータ演習室利用案内	
【資料 2-5-15】	校舎配置図	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 2-5-16】	校舎案内図	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 2-5-17】	2021 年度前期・後期時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	意見箱回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ホームページ 3 つのポリシー	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-1-2】	キャンパスライフガイドブック 3 つのポリシー	【資料 1-2-10】と同じ

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 3-1-3】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-1-4】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-5】	キャンパスライフガイドブック 成績通知票について	
【資料 3-1-6】	キャンパスライフガイドブック 卒業の要件について	
【資料 3-1-7】	ホームページ 学修の評価	
【資料 3-1-8】	ホームページ 卒業の要件	
【資料 3-1-9】	宇部フロンティア短期大学部学則 第8条	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	ホームページ 3つのポリシー	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	キャンパスライフガイドブック 3つのポリシー	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 3-2-3】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-2-4】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-5】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-2-6】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス	
【資料 3-2-8】	各学科教育課程表	
【資料 3-2-9】	教養教育委員会規程	
【資料 3-2-10】	各学科教育課程表	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-2-11】	キャンパスライフガイドブック 教養教育科目	
【資料 3-2-12】	シラバス	【資料 3-2-7】と同じ
【資料 3-2-13】	FD・SD 研修会次第	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-3-2】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-3-3】	大学評議会議事録（令和2（2020）年9月開催）	
【資料 3-3-4】	教授会議事録（令和2（2020）年9月開催）	
【資料 3-3-5】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 3-3-6】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ

**基準 4. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	学則第 49 条	
【資料 4-1-2】	運営組織規程	
【資料 4-1-3】	学部長等選考規程	
【資料 4-1-4】	副学長選考規程	
【資料 4-1-5】	令和2（2020）年度4月 大学評議会資料	
【資料 4-1-6】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-7】	学則第 49 条	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-8】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-9】	教授会規程	

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 4-1-10】	令和 3 (2021) 年度役職者一覧表	
【資料 4-1-11】	運営組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 3 (2021) 年度委員会構成一覧	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-13】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 4-1-14】	教学マネジメント委員会規程	【資料 4-1-13】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1	
【資料 4-2-2】	教員採用手続きに関する規程	
【資料 4-2-3】	教員選考基準規程	
【資料 4-2-4】	FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-5】	教学マネジメント委員会規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 4-2-6】	FD・SD 研修会次第	【資料 3-2-13】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD・SD 委員会規程	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 4-3-2】	SD 研修会次第	【資料 3-2-13】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	附属地域研究所規程	
【資料 4-4-2】	附属地域研究所運営委員会規程	
【資料 4-4-3】	人を対象とする医学系研究の実施に係る標準業務手順書	
【資料 4-4-4】	研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程	
【資料 4-4-5】	研究倫理教育及びコンプライアンス教育について	
【資料 4-4-6】	公的研究費等に係る間接経費の取扱規則	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人香川学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	学校法人香川学園就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人香川学園中期計画	
【資料 5-1-4】	財務中期計画（平成 29 (2017) 年度～33 (2021) 年度）	
【資料 5-1-5】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-6】	学校法人香川学園ハラスメント防止対策規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務中期計画（平成 29 (2017) 年度～33 (2021) 年度）	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-4-2】	エビデンス集（データ編）事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人香川学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人香川学園資産運用管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人香川学園書類閲覧規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 2 条	

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 6-1-2】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-1-3】	内部質保証方針（大学・短大）	
【資料 6-1-4】	自己点検・評価に関する規程	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第2条	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-2】	ホームページ 自己点検・評価報告	
【資料 6-2-3】	教学マネジメント委員会規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 6-2-4】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-2-5】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	「3つのポリシー」に関するアセスメントポリシー（2020年度版）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-3-2】	令和元（2019）年度「3つのポリシー」に関するアセスメント報告書	【資料 1-1-7】と同じ

**基準 A. 社会貢献**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 短大が持っている物的・人的資源の社会への還元</b>		
【資料 A-1-1】	高大連携協定	
【資料 A-1-2】	ふれあい食講座報告書	
【資料 A-1-3】	ホームページ 協働事業	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。